

第3期
肝付町子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和7年1月時点
鹿児島県肝付町

▶▶▶ 目 次 ◀◀◀

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 上位計画・関連計画との関係	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 こども・子育てに関する主な法律・制度	5
7 持続可能な開発目標（SDGs）について	7
第2章 肝付町の子ども・子育てを取り巻く現状	8
1 人口等の現状	8
2 世帯	10
3 婚姻・離婚・未婚の状況	12
4 出生	15
5 就労状況	17
6 子育て環境の状況	18
7 母子保健に関する状況	19
8 各種調査結果からみるこども・若者の状況	23
9 施策の進捗評価	32
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本的視点	34
3 家庭・地域・事業者・行政の役割	36
4 基本目標	37
5 施策の体系	38
第4章 主要事業の「量の見込み」と確保方策	39
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	39
2 計画の基本的記載事項	39
3 教育・保育の提供区域の設定	40
4 推計児童数	41
5 教育・保育の量の見込みと確保方策	42
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	45
7 国の「放課後児童対策パッケージ」に基づく本町の取組について	54
8 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	54
9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	54

10	その他推進方策	56
第5章	目標の実現に向けた個別施策の展開	57
重点施策①	妊娠・出産期からの切れ目のない支援.....	57
重点施策②	専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実.....	58
重点施策③	子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進.....	60
基本目標1	地域における子育ての支援	61
基本目標2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	63
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	66
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備	67
基本目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進等.....	67
基本目標6	子ども・若者の安全の確保	68
基本目標7	要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進.....	68
第6章	計画の推進と進行管理	69
1	計画内容の住民への周知	69
2	関係機関等との連携・協働	69
3	計画の進行管理	69

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では1.43、令和5年では1.20と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境は著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施され、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後こども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取組を進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力で推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」も策定されました。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「肝付町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期肝付町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取組を推進してきました。

「第2期肝付町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取組状況を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とした「第3期肝付町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かく切れ目のない子育て支援・子育て環境の充実に取り組みます。

こども大綱の概要

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

こども大綱の6本の柱

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困の格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

- ①ライフステージを通じた重要事項
- ②ライフステージ別の重要事項(こどもの誕生から幼児期まで、学童期、思春期、青年期)
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項

こども施策を推進するために必要な事項

- ①こども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通の基盤となる取組

2 計画の位置づけ

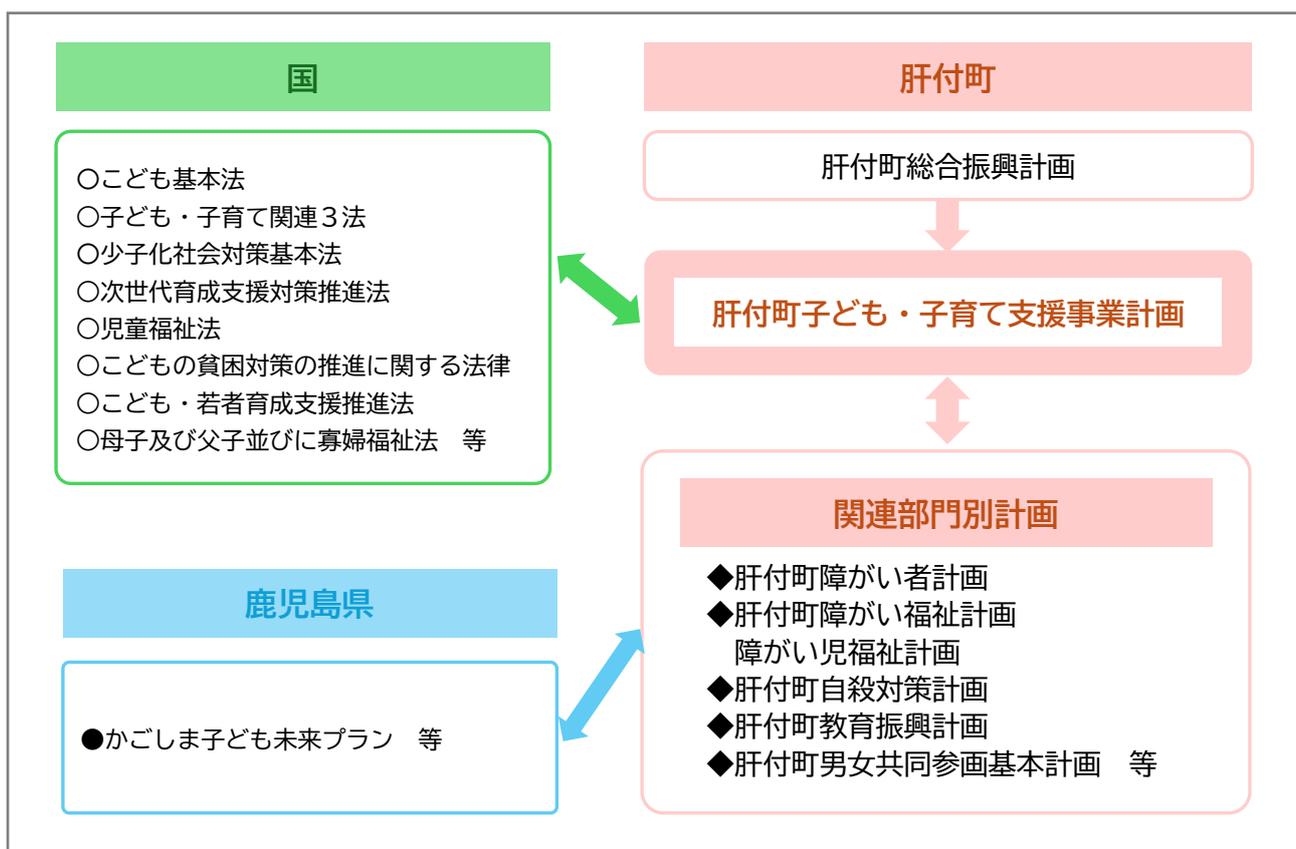
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下「基本指針」という。)に即して、策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取組を可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置づけます。

3 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「肝付町総合振興計画」を分野別計画として位置づけるとともに、障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画、男女共同参画基本計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■ 他計画等との連携



4 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期肝付町 子ども・子育て支援事業計画					第3期肝付町 子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) こども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等や今後見込まれるニーズを把握するため、「こども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

調査種別	就学前児童調査	小学生調査
調査対象者	肝付町在住の「就学前児童」のいる世帯の保護者	肝付町在住の「小学生」のいる世帯の保護者
調査期間	令和6年8月	
調査方法	学校、園等を通じて調査票を配付し、回収 (一部は郵送にて配布後、郵送にて回収)	
回収状況	配布数	332 件
	回収数	120 件
	回収率	36.1%
		402 件
		141 件
		35.1%

(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく学識経験者、地域住民代表、保健医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計3回の審議を行い計画を策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年2月に計画素案をホームページ等で広く公表し、町民からの計画内容全般に関する意見募集を行ないました。

6 こども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。(⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
28年度	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。(一部平成29年4月施行)
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。

平成	法律・制度等	内容
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。 （計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。
6 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 17 年 3 月までの時限立法に再延長。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められる。

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するためその達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。

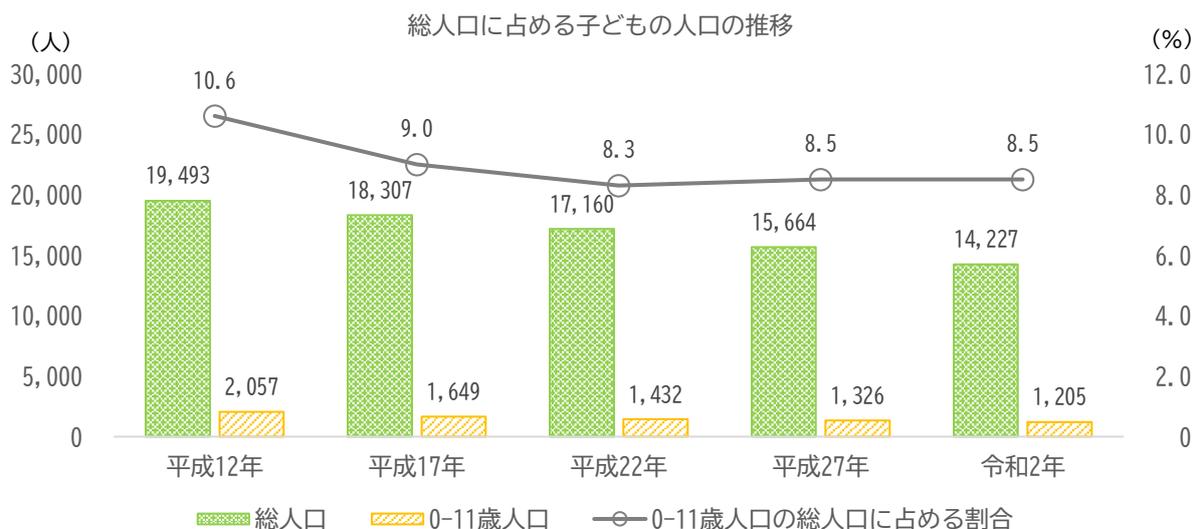


第2章 肝付町の子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の現状

(1) 総人口に占める子どもの人口の推移

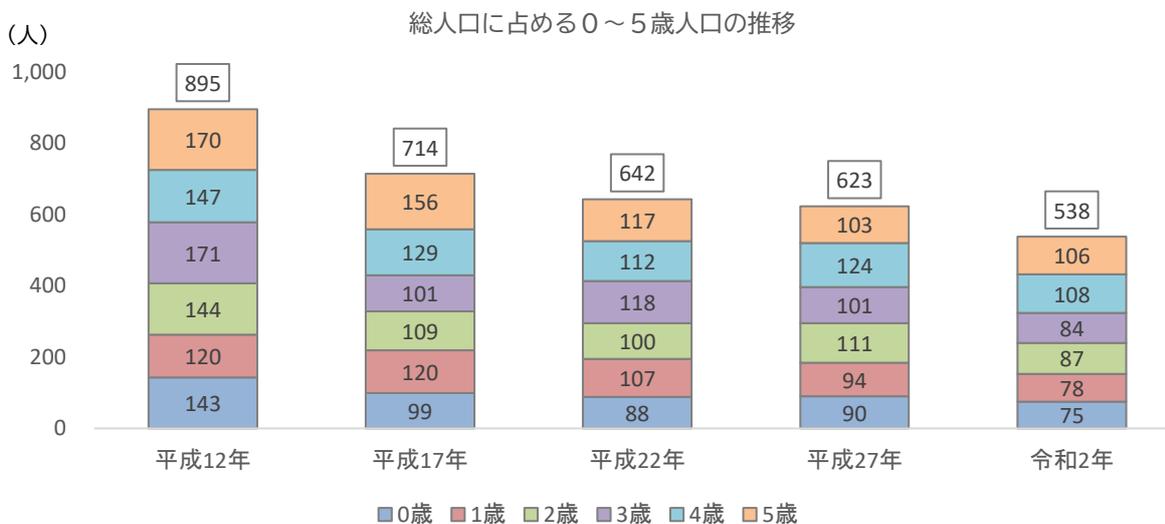
本町の総人口は、令和2年10月1日現在14,227人で平成12年より5,266人減少しています。また、0～11歳人口は令和2年に1,205人で平成12年より852人減少しており、11歳未満の人口は、総人口の8.5%となっています。



(資料：国勢調査)

(2) 総人口に占める0～5歳人口の推移

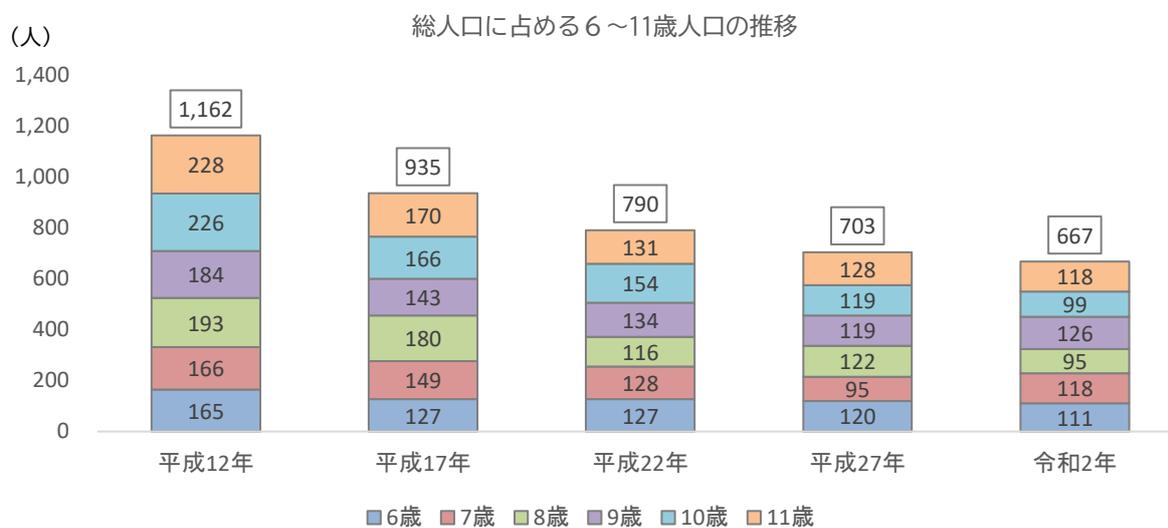
0～5歳人口は、各年齢階級において減少傾向となっています。平成12年と比較すると、令和2年では0歳と5歳は60人以上、3歳は80人以上減少しています。



(資料：国勢調査)

(3)総人口に占める6～11歳人口の推移

6～11歳人口は、各年齢階級において減少傾向となっています。平成12年と比較すると、令和2年では8歳は90人以上、11歳は110人以上、10歳は120人以上減少しています。



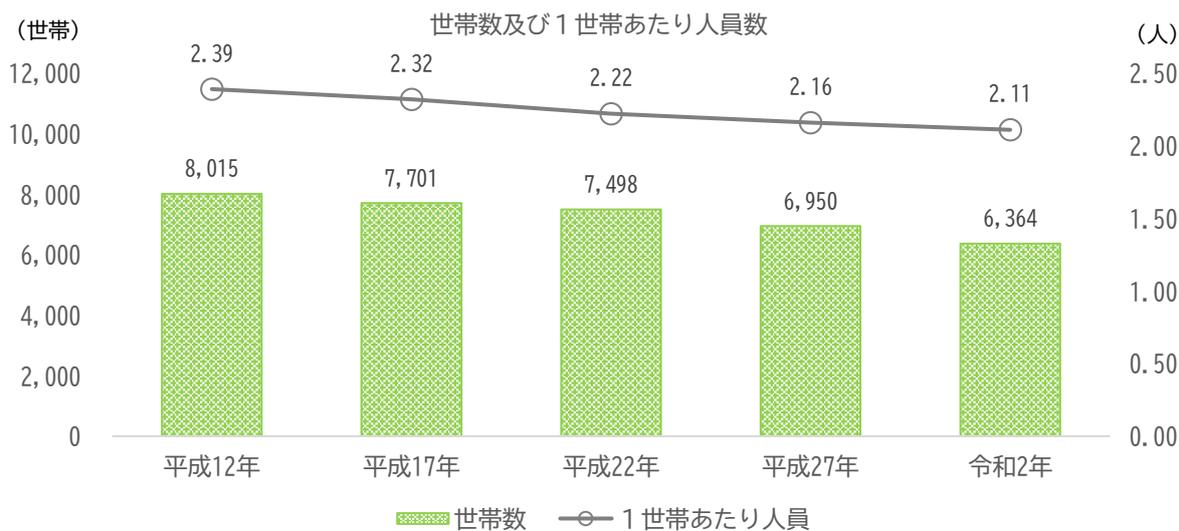
(資料：国勢調査)

2 世帯

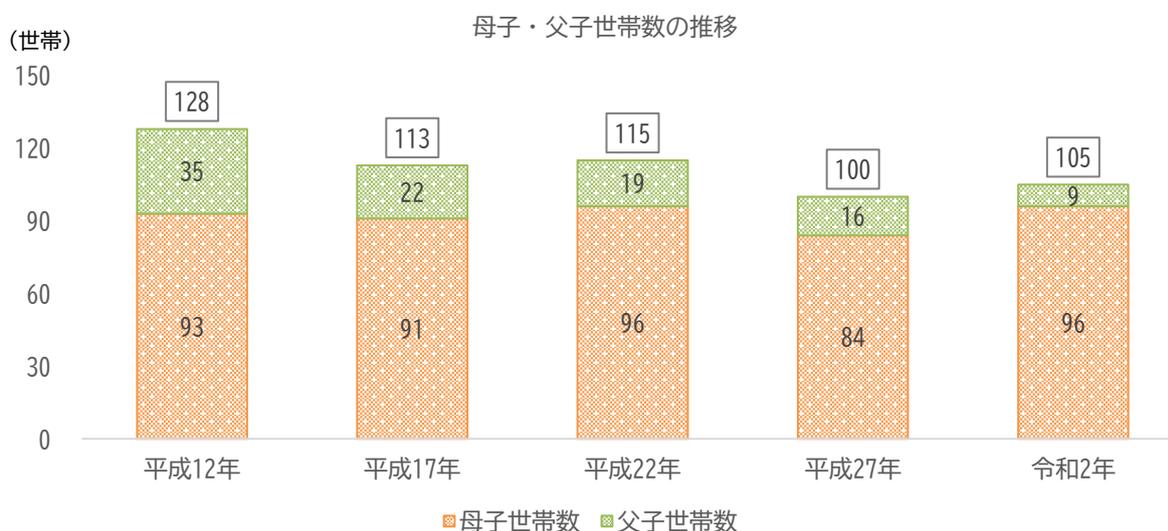
(1) 世帯数の推移

一般世帯総数及び一世帯あたり人員数は減少傾向にあり、令和2年は6,364世帯、1世帯あたり2.11人となっています。

母子・父子世帯数(20歳未満の子どもがいる母子・父子家庭の世帯数)は年々変動はありますが、減少傾向にあります。



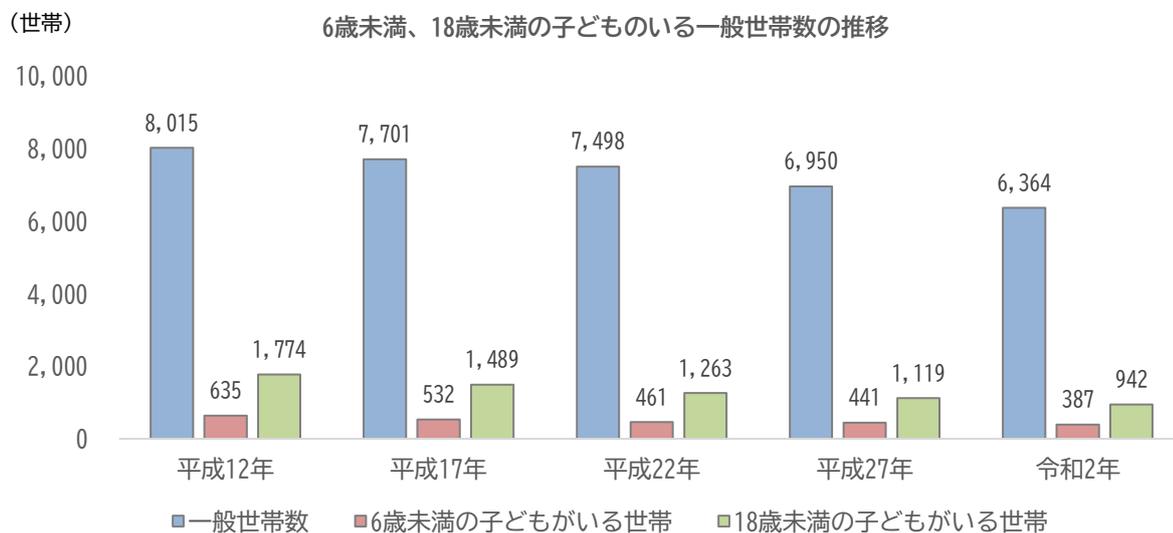
(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

(2) 6歳未満、18歳未満の子どもがいる一般世帯数の推移

平成12年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯では1,651世帯の減少、6歳未満の子どもがいる世帯では248世帯の減少、18歳未満の子どもがいる世帯では832世帯の減少となっています。



(資料：国勢調査)

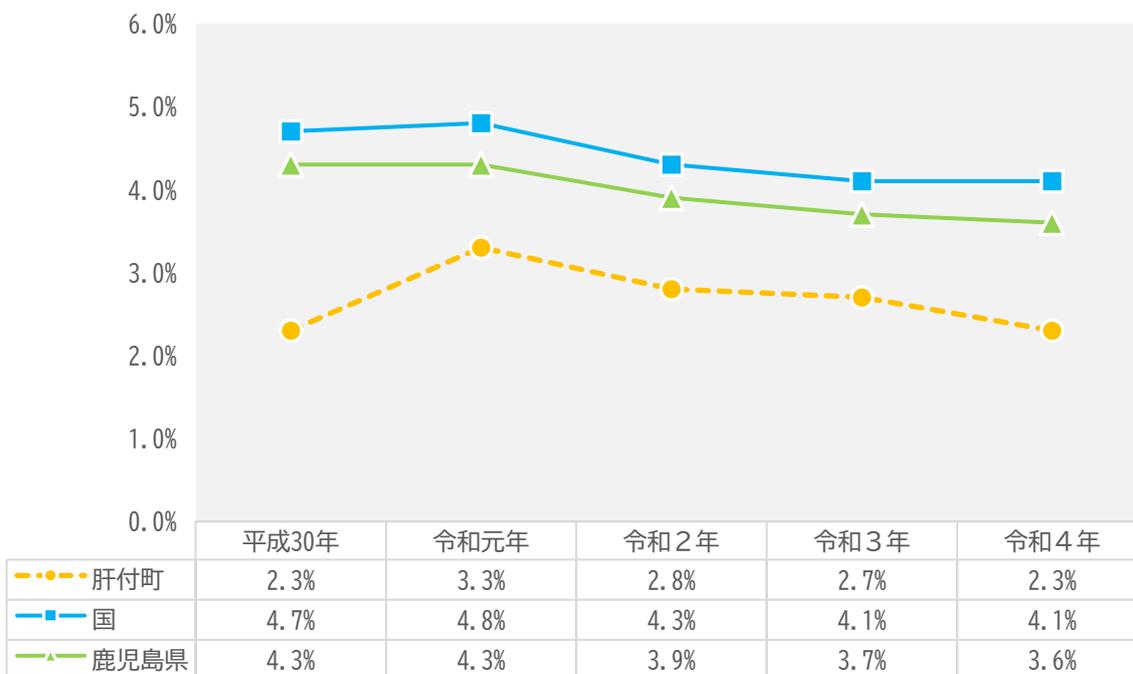
3 婚姻・離婚・未婚の状況

(1) 婚姻率・離婚率

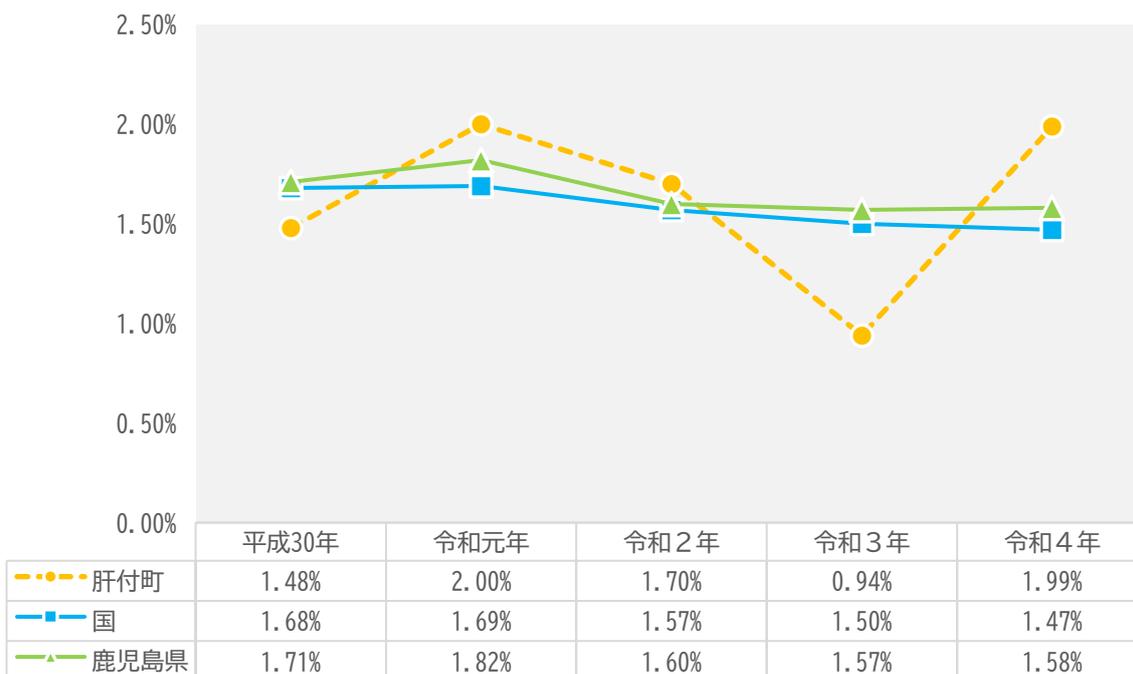
本町の婚姻率は国・県と比較すると低い水準で推移しています。

離婚率は年々変動はありますが、令和4年は国・県と比較すると高くなっています。

婚姻率の推移



離婚率の推移



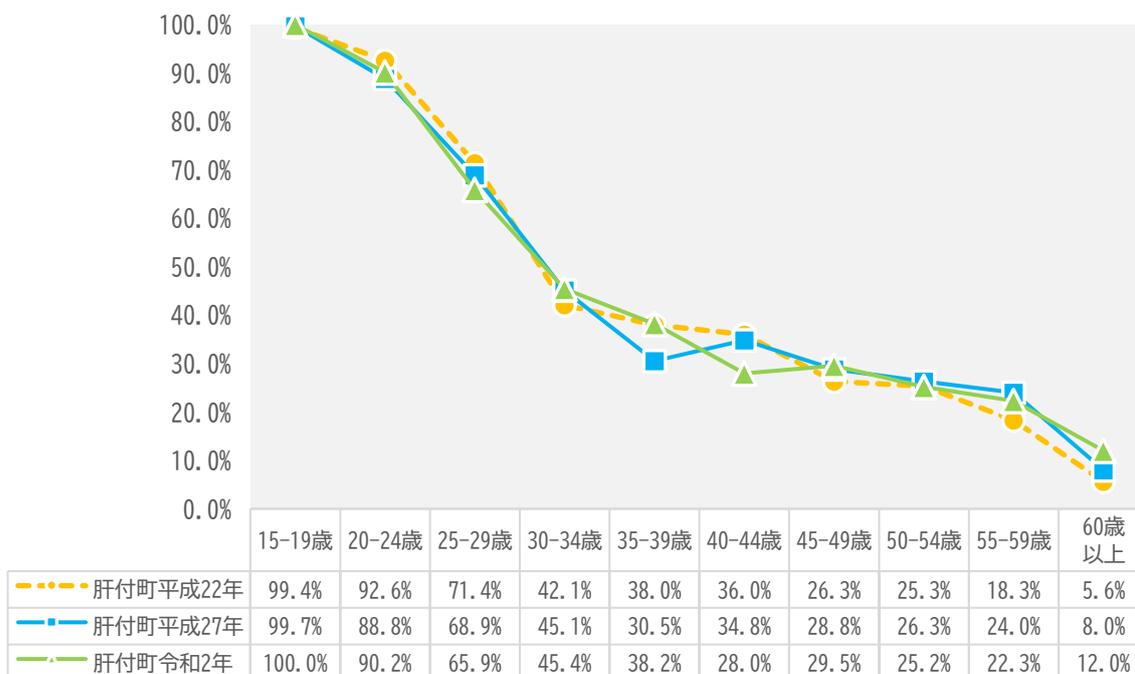
(資料：「人口動態調査」鹿児島県)

(2)未婚率の推移

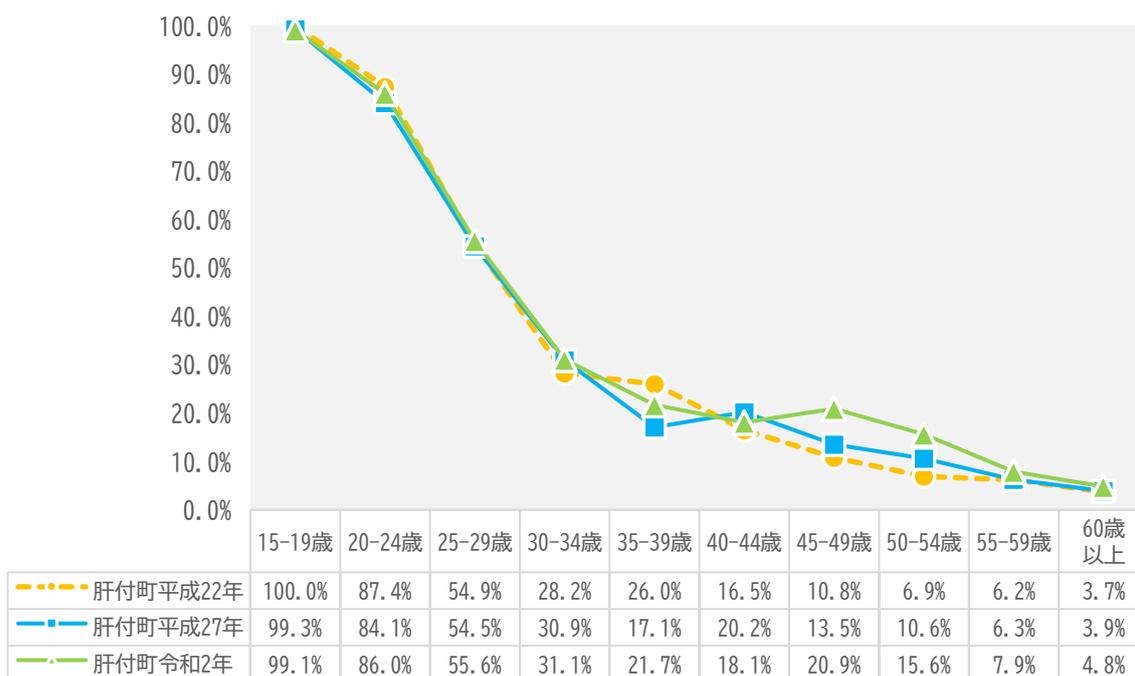
本町の男性の未婚率は平成22年、平成27年、令和2年を比較すると25～29歳、40～44歳、50～54歳がいずれも低くなっています。

女性の未婚率は平成22年、平成27年、令和2年を比較すると25～29歳、30～34歳、45～49歳、50～54歳がいずれも高くなっています。

未婚率の推移と比較（男性）



未婚率の推移と比較（女性）



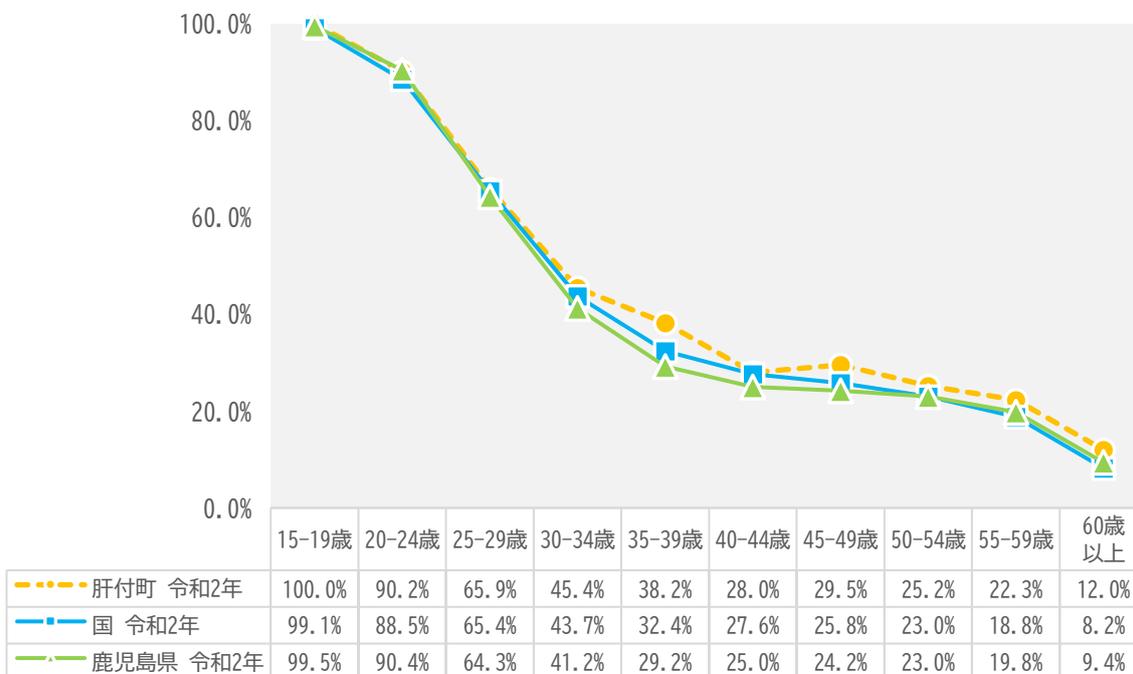
(資料：国勢調査)

(3)未婚率の推移(国、県の比較)

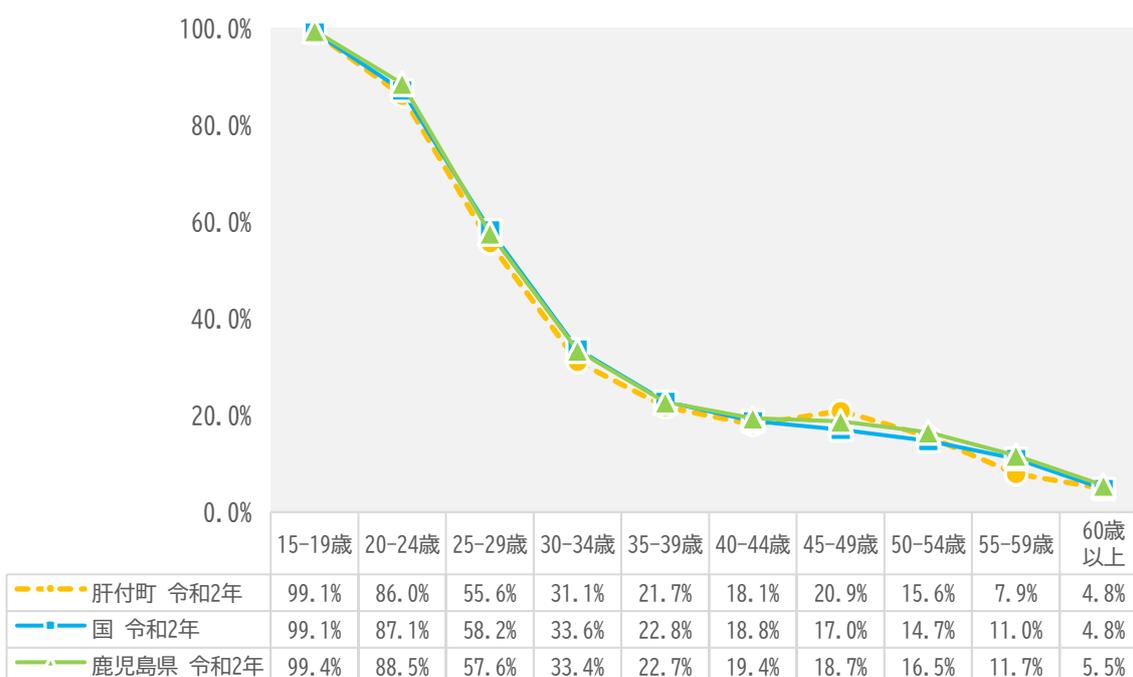
本町の男性の未婚率は国・県と比較すると25歳以上が高くなっています。

女性の未婚率は国・県と比較すると45～49歳が高く、20～44歳、55～59歳がいずれも低くなっています。

未婚率の推移と比較（男性）



未婚率の推移と比較（女性）

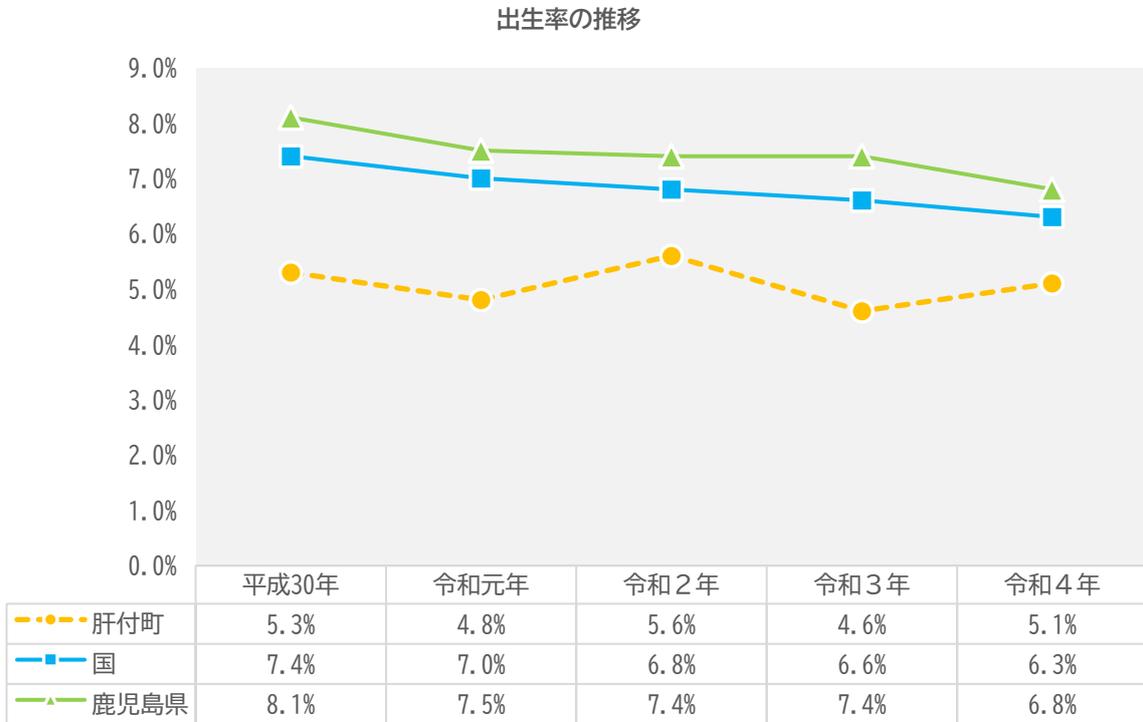


(資料：国勢調査)

4 出生

(1)出生率

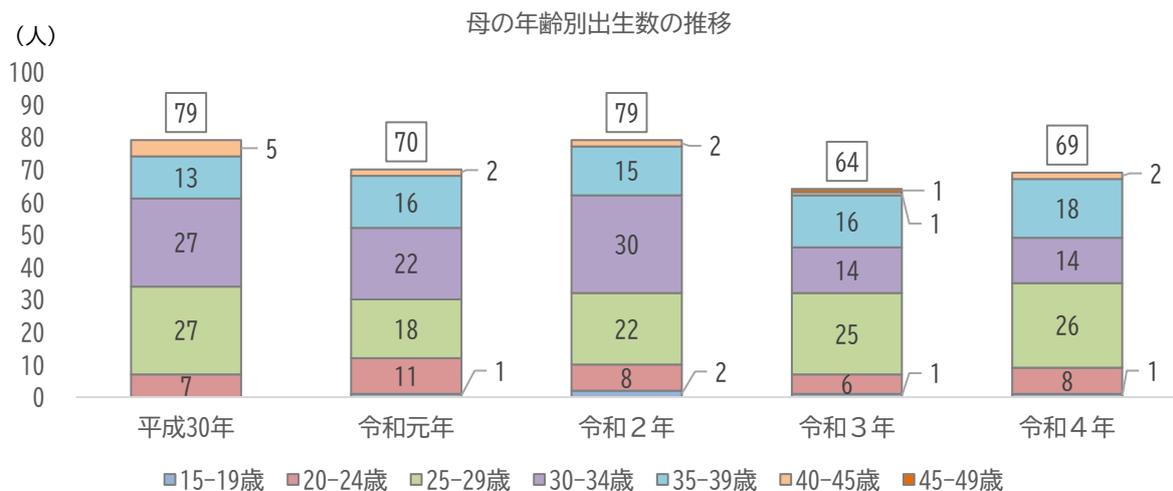
本町の出生率は、国・県と比較すると低い水準で推移しています。



(資料：「人口動態調査」鹿児島県)

(2)母親年齢階級別出生数

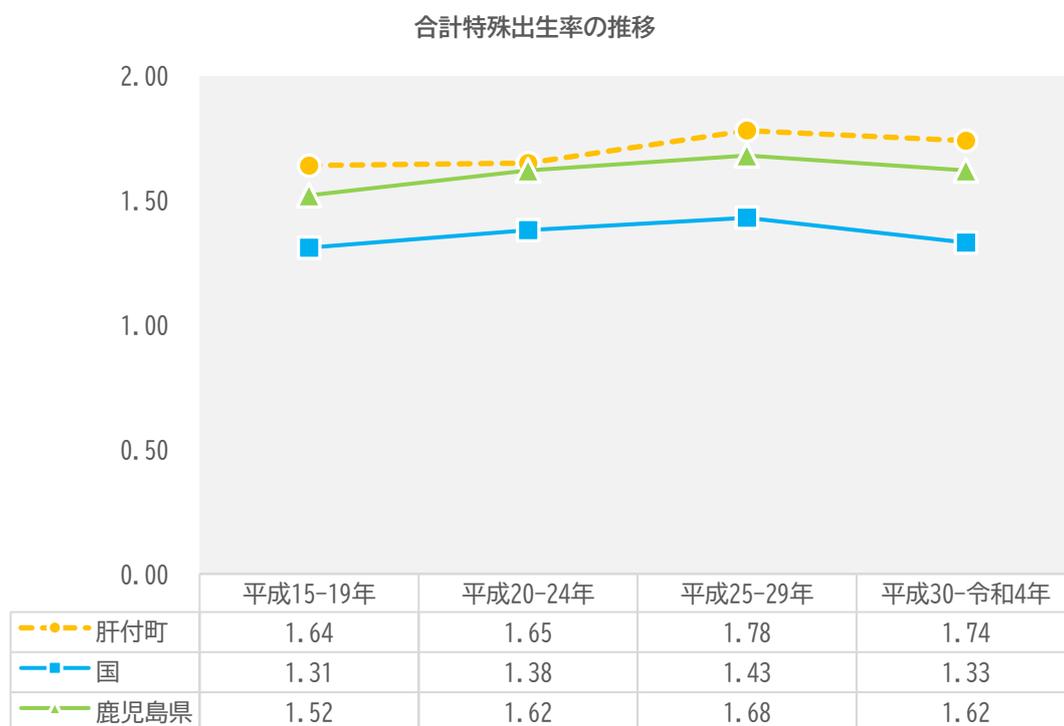
本町の出生数は年々変動はありますが、増加傾向にあります。



(資料：「人口動態調査」鹿児島県)

(3)合計特殊出生率

女性が一生の間に生むと推定されるこどもの数を示す合計特殊出生率をみると、本町の数値は、国・県と比較すると高い水準で推移しています。



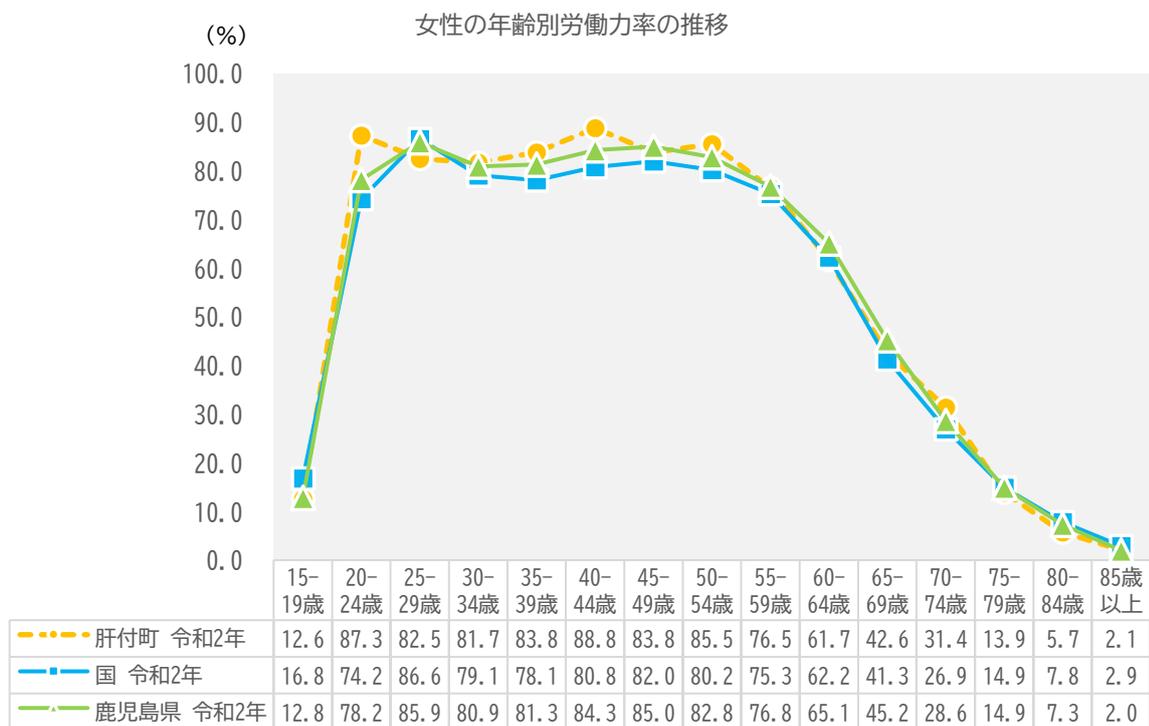
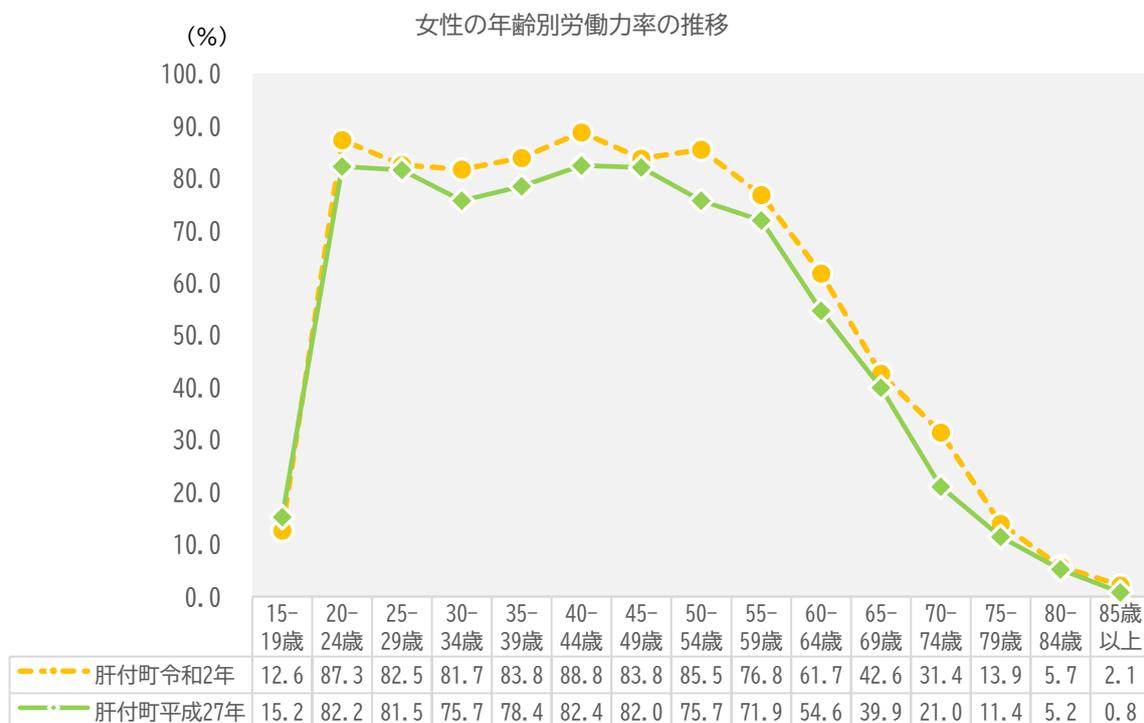
(資料：「人口動態特殊報告」)

5 就労状況

(1) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、平成27年と比較すると、全体的に上昇しています。本町では女性の就業が進み、20歳以降の女性の就業率が上昇しており、M字カーブはフラット化の傾向があります。

また、国、県と比較すると、高い水準で推移しています。



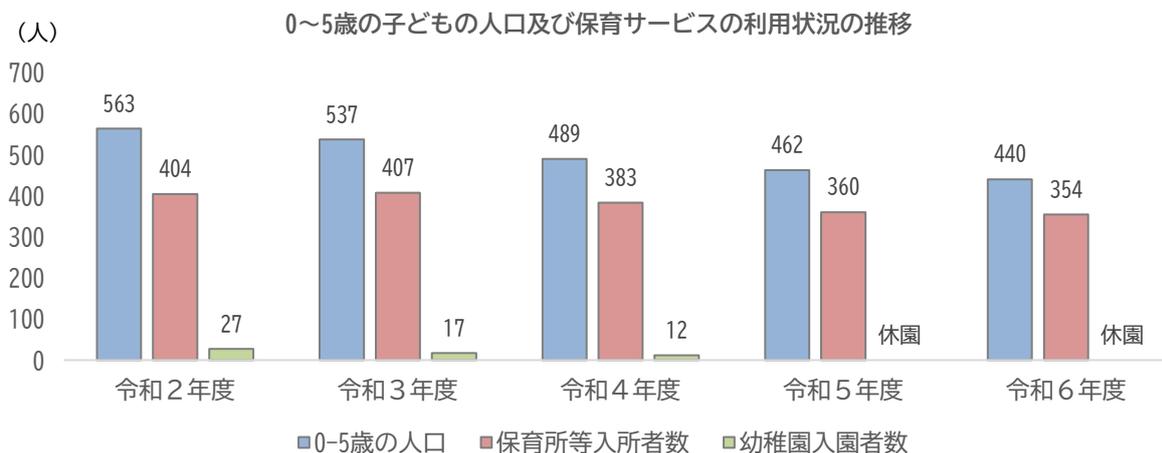
(資料：国勢調査)

6 子育て環境の状況

(1) 0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

0～5歳の子どもの人口は減少傾向で推移しており、保育所等の入所者数、幼稚園の入園者数ともに減少傾向となっています。

※令和5年4月から高山幼稚園は休園しています



(資料：支弁台帳)

(2) 小学校の状況

本町内の小学校は、令和5年度では6校、37の学級数となっています。在校児童数は令和5年度は659人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	6校	6校	6校	6校	6校
学級数	37学級	39学級	37学級	36学級	37学級
児童数	668人	673人	672人	674人	659人

※令和3年度より岸良学園（前期課程）を含む

(資料：学校基本調査 各年度5月1日現在)

(3) 中学校の状況

本町内の中学校は、令和5年度では5校、17の学級数となっています。在校生徒数は令和5年度は337人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	5校	5校	5校	5校	5校
学級数	18学級	18学級	16学級	16学級	17学級
生徒数	348人	337人	318人	308人	337人

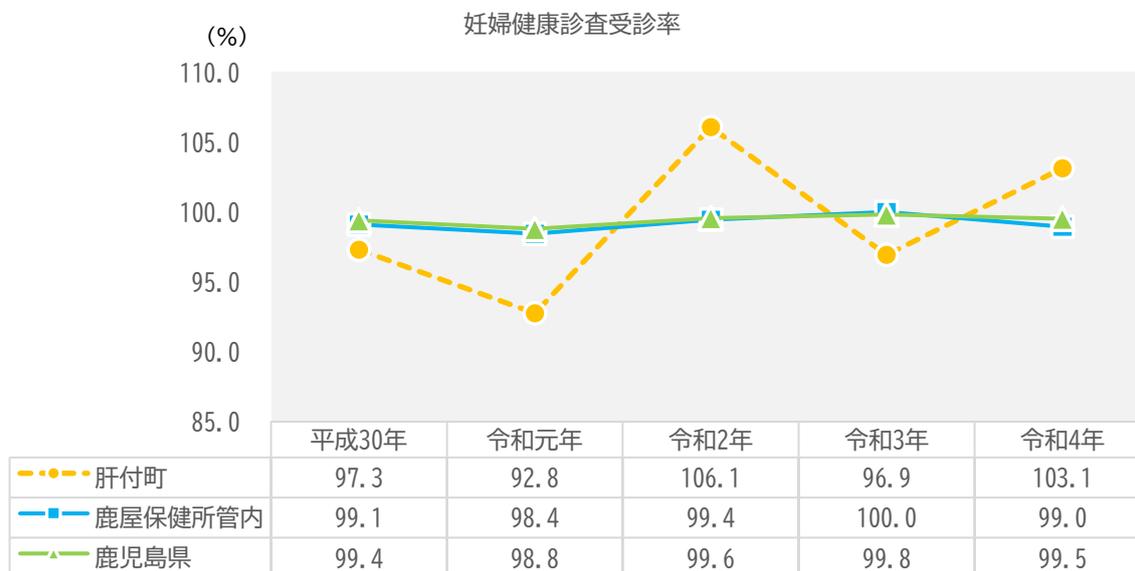
※令和3年度より岸良学園（後期課程）を含む

(資料：学校基本調査 各年度5月1日現在)

7 母子保健に関する状況

(1) 妊婦健康診査受診率

妊婦健康診査受診率は、令和4年は103.1%となっており、鹿屋保健所管内及び県より高い水準となっています。

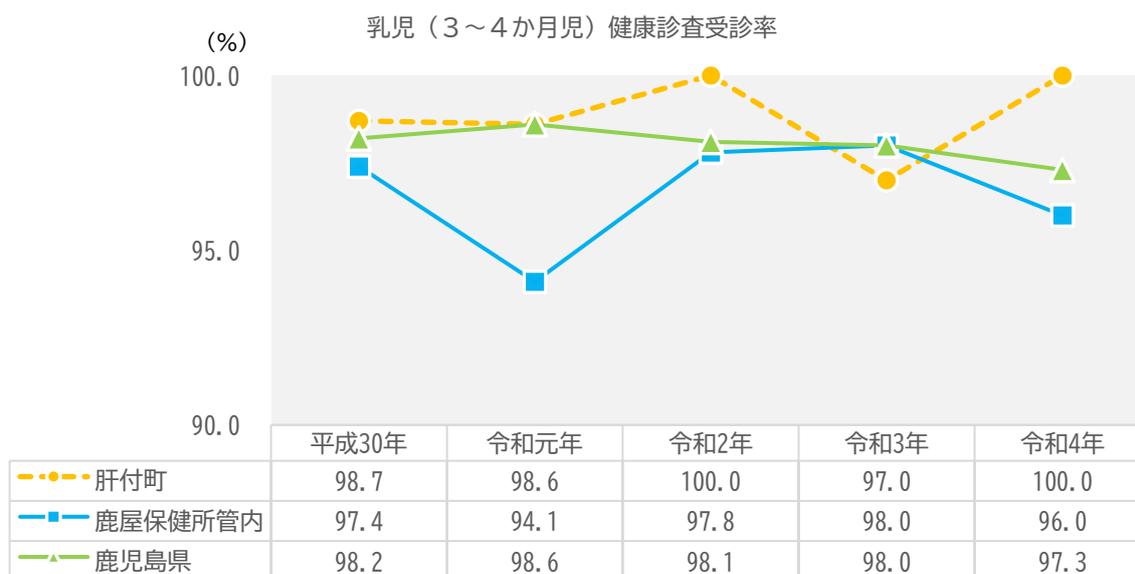


※基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、実績が100%を超える場合があります。

(資料：鹿児島県母子保健)

(2) 乳児(3～4か月児)健康診査受診率

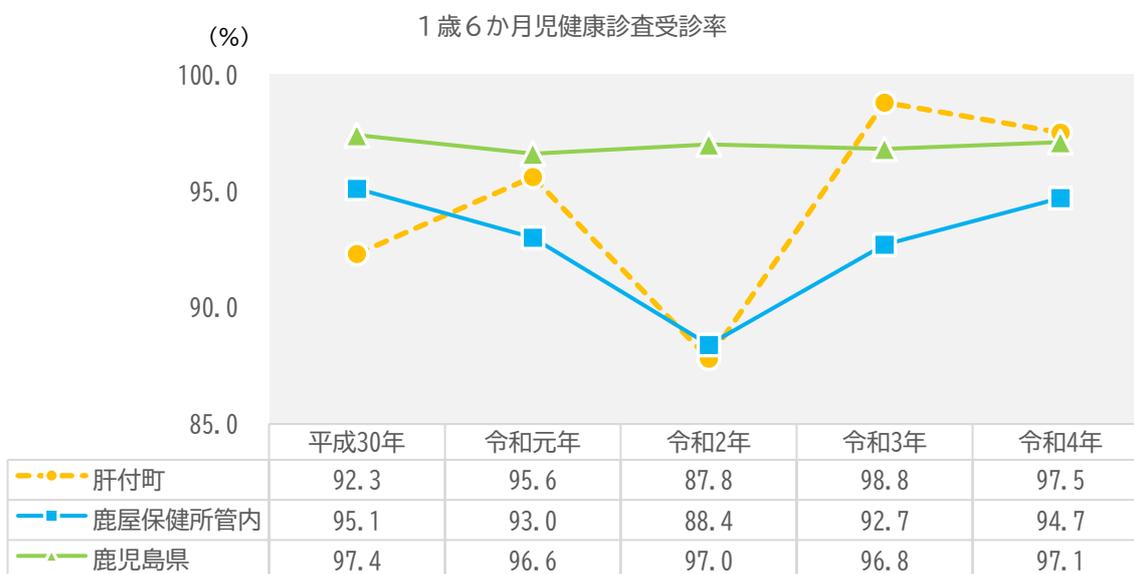
乳児(3～4か月児)健康診査受診率は、令和4年は100.0%となっており、鹿屋保健所管内や県より高い水準となっています。



(資料：鹿児島県母子保健)

(3)1歳6か月児健康診査受診率

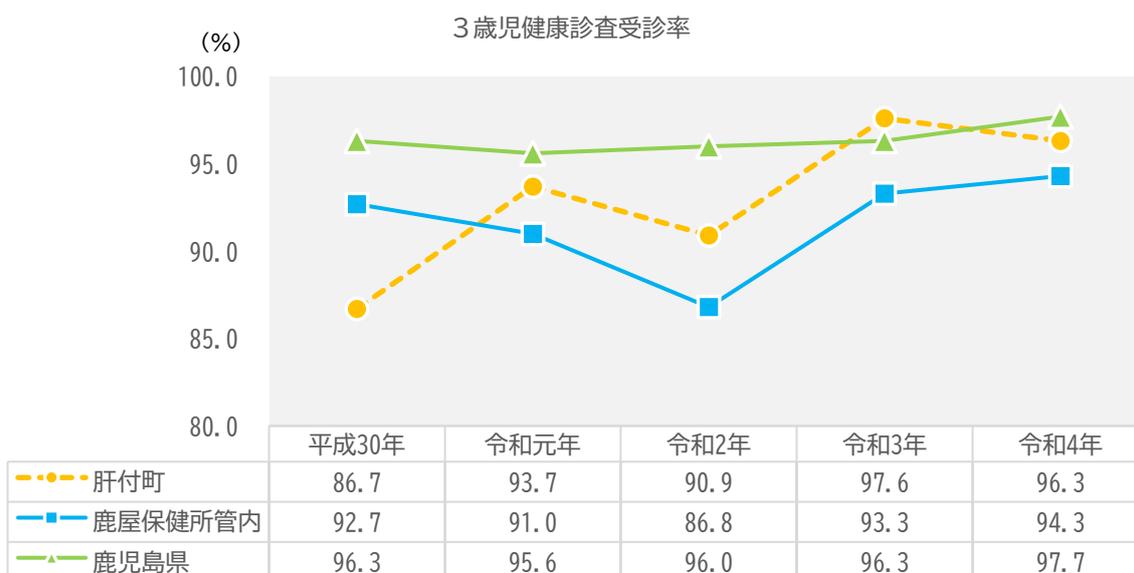
1歳6か月児健康診査受診率は、令和4年は97.5%となっており、鹿屋保健所管内や県より高い水準となっています。



(資料：鹿児島県母子保健)

(4)3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率は、令和4年は96.3%となっており、鹿屋保健所管内より高く、県より低い水準となっています。



(資料：鹿児島県母子保健)

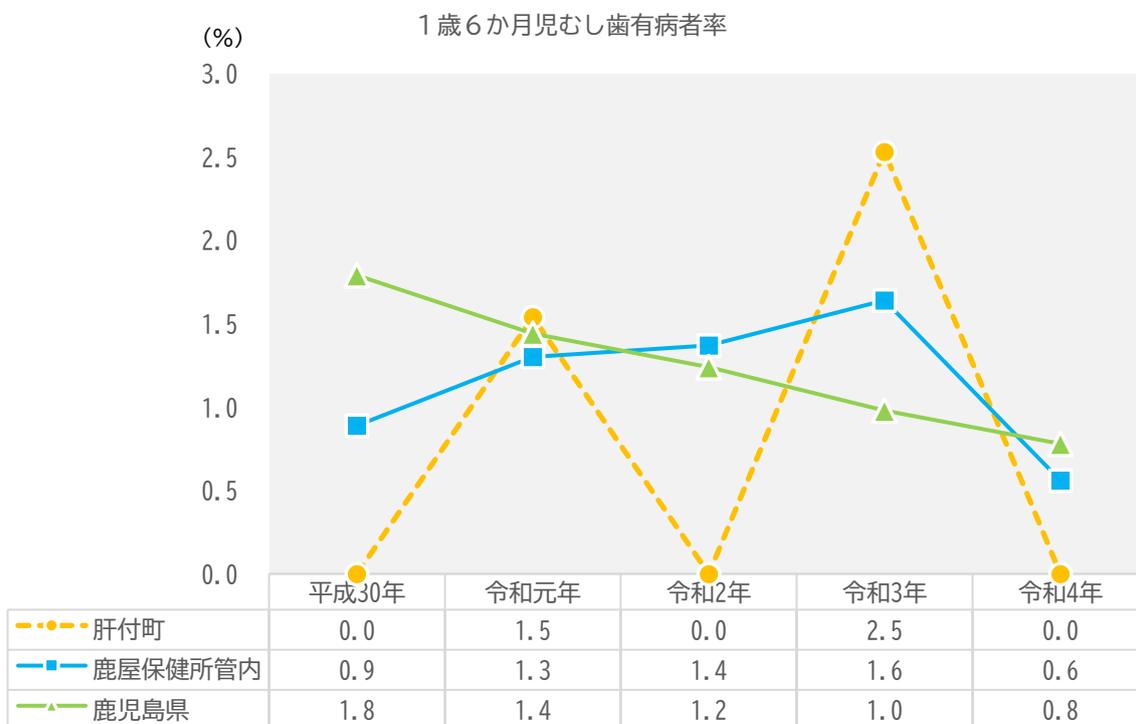
(5)1歳6か月児むし歯有病者率

1歳6か月児の歯科検診受診率は、令和4年は97.5%となっており、鹿屋保健所管内や県より高い水準となっています。

むし歯有病者率は、令和4年は0.0%となっており、鹿屋保健所管内や県より低い水準となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肝付町	92.3	95.6	87.8	98.8	97.5
鹿屋保健所管内	95.1	93.0	88.4	92.7	94.7
鹿児島県	97.2	96.5	96.8	96.5	97.0

(資料：鹿児島県母子保健)



(資料：鹿児島県母子保健)

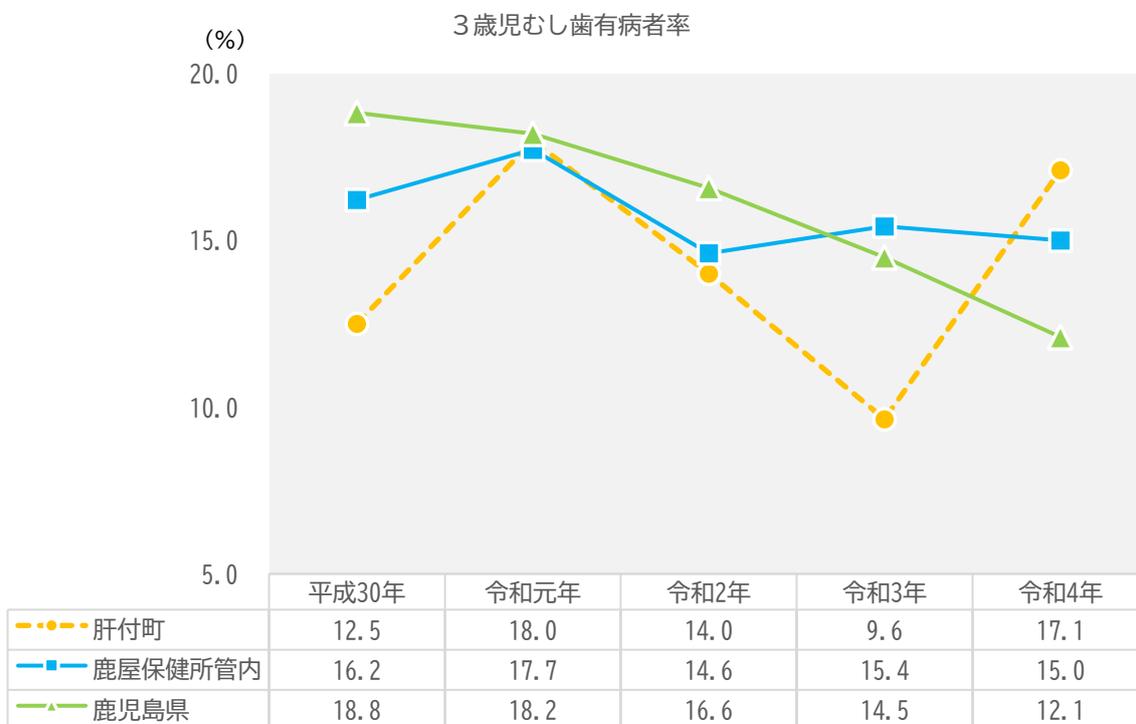
(6)3歳児むし歯有病者率

3歳児の歯科検診受診率は、令和4年は95.0%となっており、鹿屋保健所管内より高く、県より低い水準となっています。

むし歯有病者率は、令和4年は17.1%となっており、鹿屋保健所管内や県より高い水準となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肝付町	86.7	93.7	90.0	97.6	95.0
鹿屋保健所管内	92.6	91.0	86.8	93.3	94.2
鹿児島県	96.2	95.5	95.9	96.0	96.7

(資料：鹿児島県母子保健)



(資料：鹿児島県母子保健)

8 各種調査結果からみるこども・若者の状況

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

①主に子育てを行っている人【1つ選択】

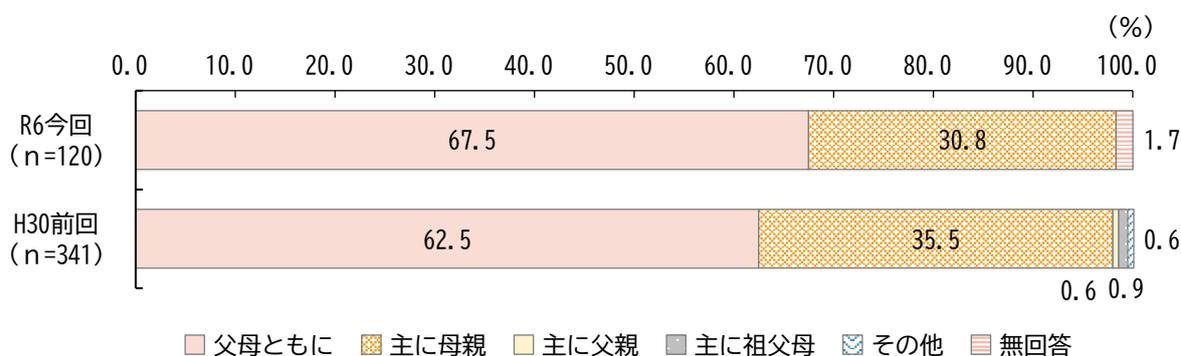
未就学児では「父母ともに」が67.5%と最も高く、次いで「主に母親」が30.8%となっています。

前回調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。

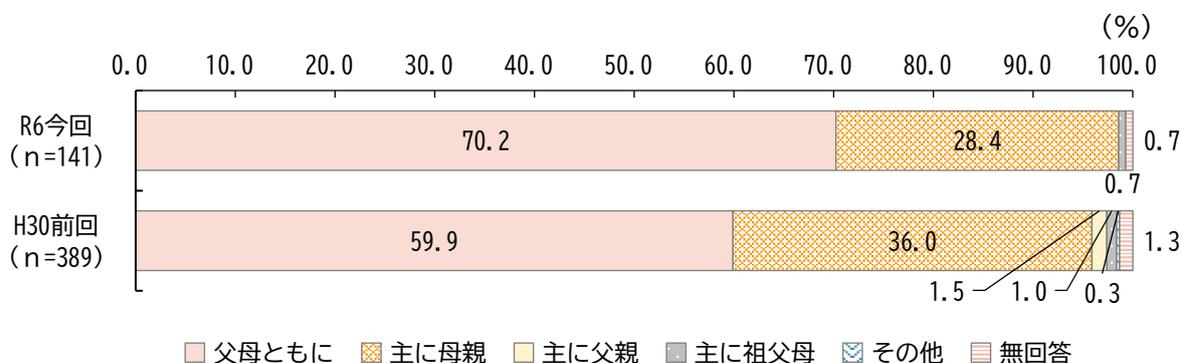
小学生では「父母ともに」が70.2%と最も高く、次いで「主に母親」が28.4%、「主に祖父母」が0.7%となっています。

前回調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加し、「主に母親」の割合が減少しています。

未就学児



小学生



②母親の就労状況【1つ選択】

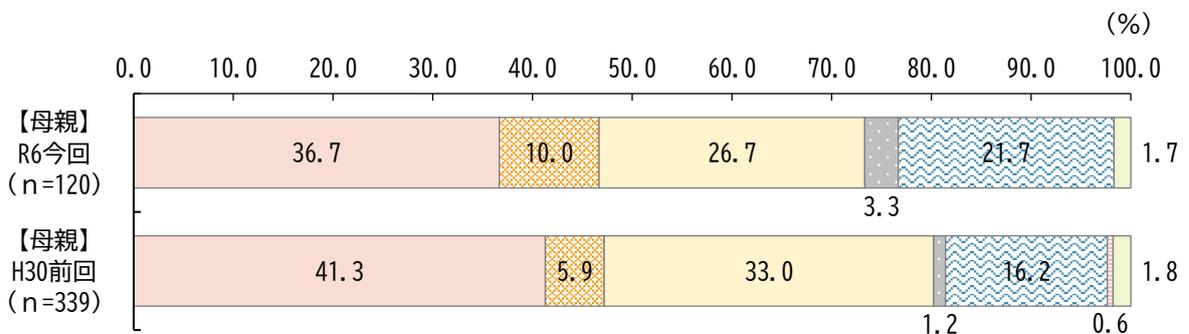
未就学児では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 36.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 26.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 21.7%となっています。

前回調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が増加し、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

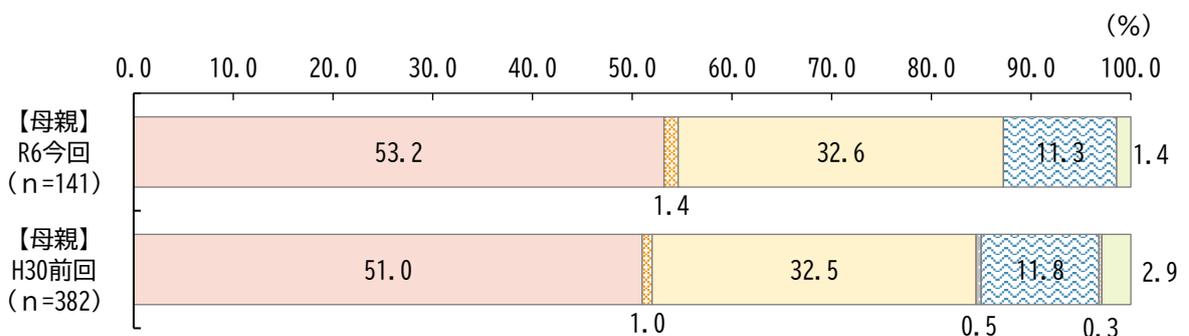
小学生では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 53.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 32.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 11.3%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化は見られません。

未就学児



小学生



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

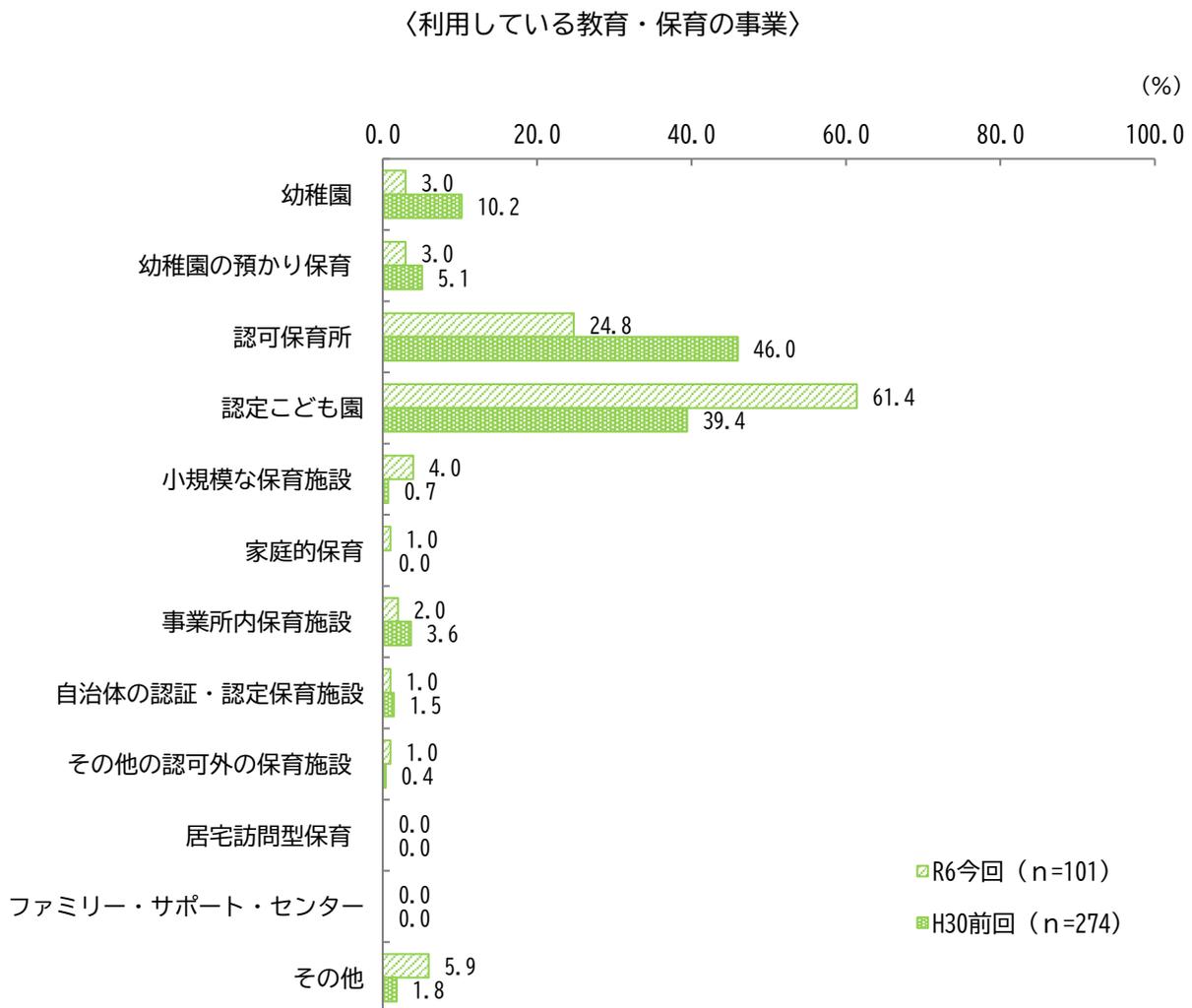
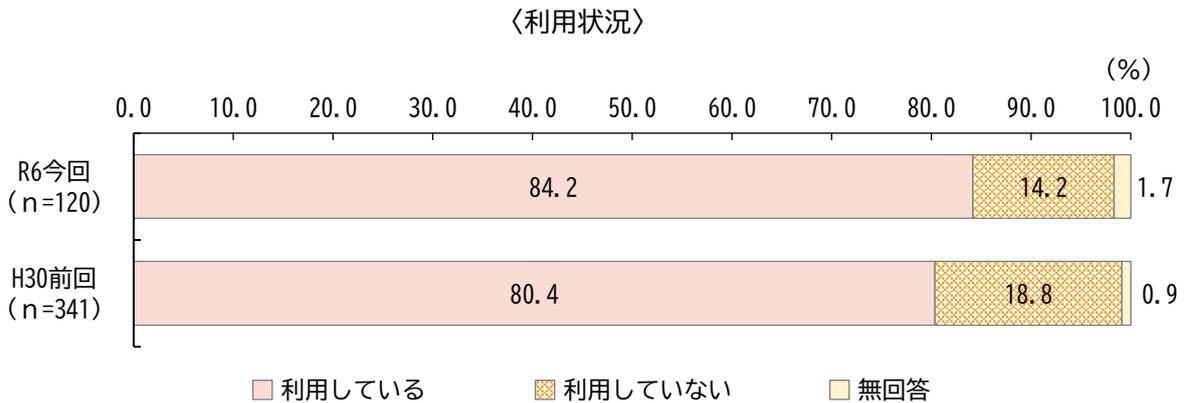
③定期的な教育・保育の利用について【1つ選択】

「利用している」が84.2%、「利用していない」が14.2%となっています。

定期的にご利用している教育・保育の事業についてみると、「認定こども園」が61.4%と最も高く、次いで「認可保育所」が24.8%、「その他」が5.9%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」が増加し、「幼稚園」「認可保育所」が減少しています。

未就学児

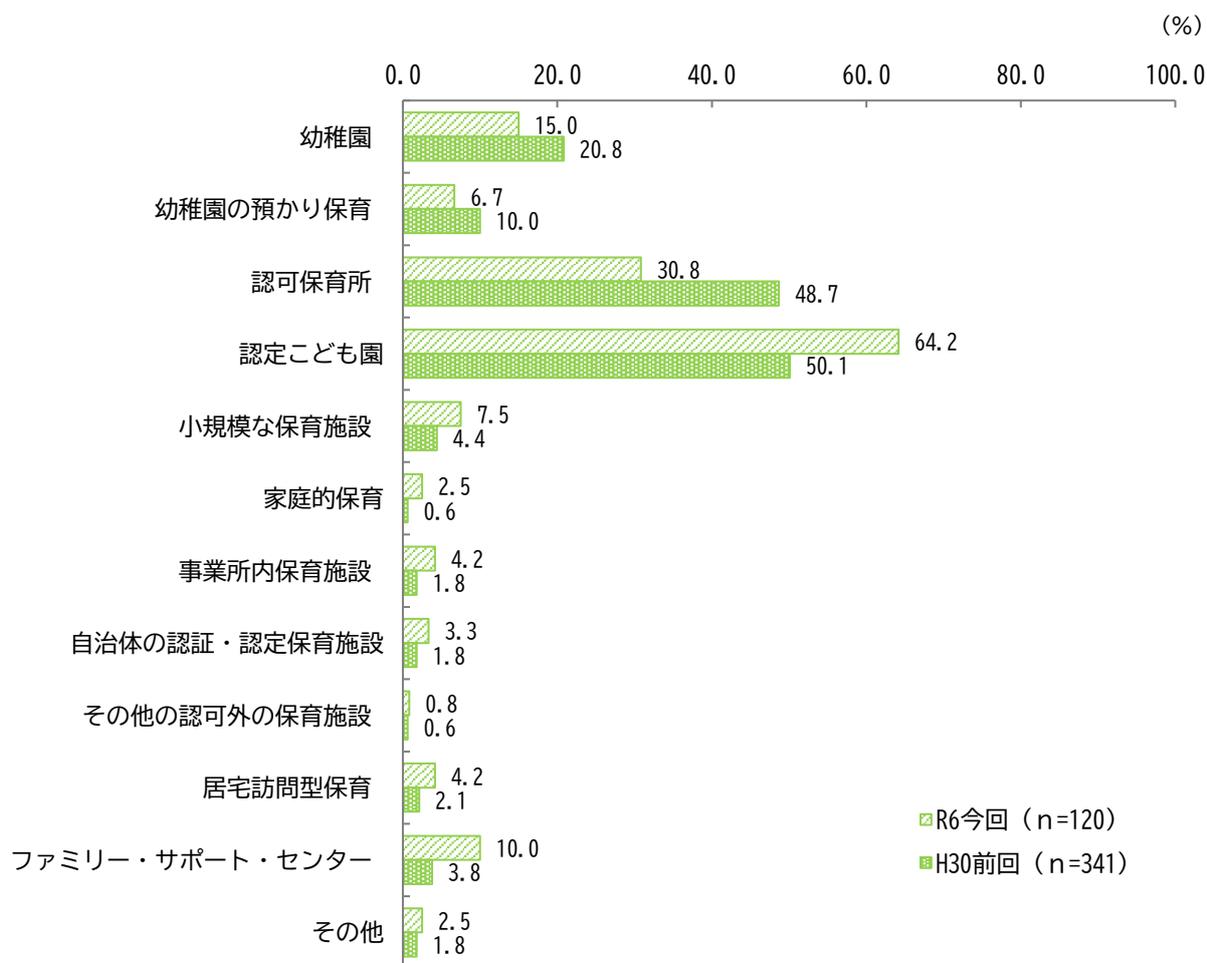


④定期的に利用したい施設【全て選択】

「認定こども園」が 64.2%と最も高く、次いで「認可保育所」が 30.8%、「幼稚園」が 15.0%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」の割合が増加し、「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しています。

未就学児



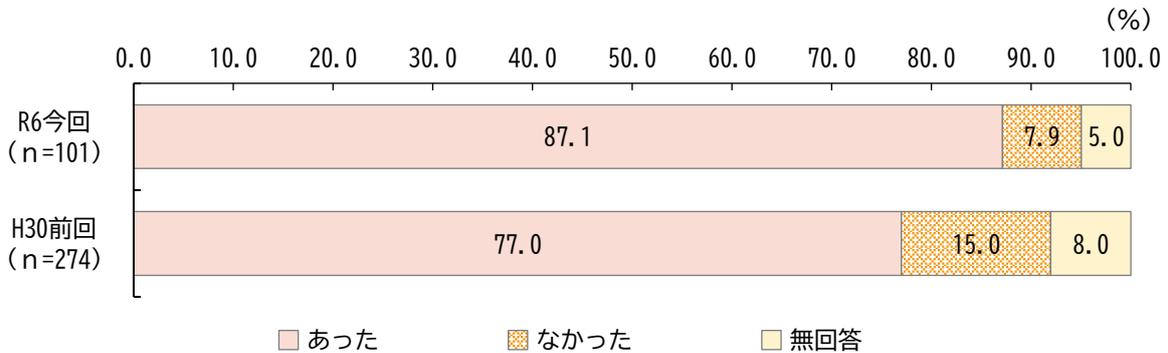
⑤病児・病後児保育について

こどもの病気やけがで保育所等を利用できなかった経験【1つ選択】

「あった」が87.1%、「なかった」が7.9%となっています。

前回調査と比較すると、「あった」の割合が増加し、「なかった」の割合が減少しています。

未就学児

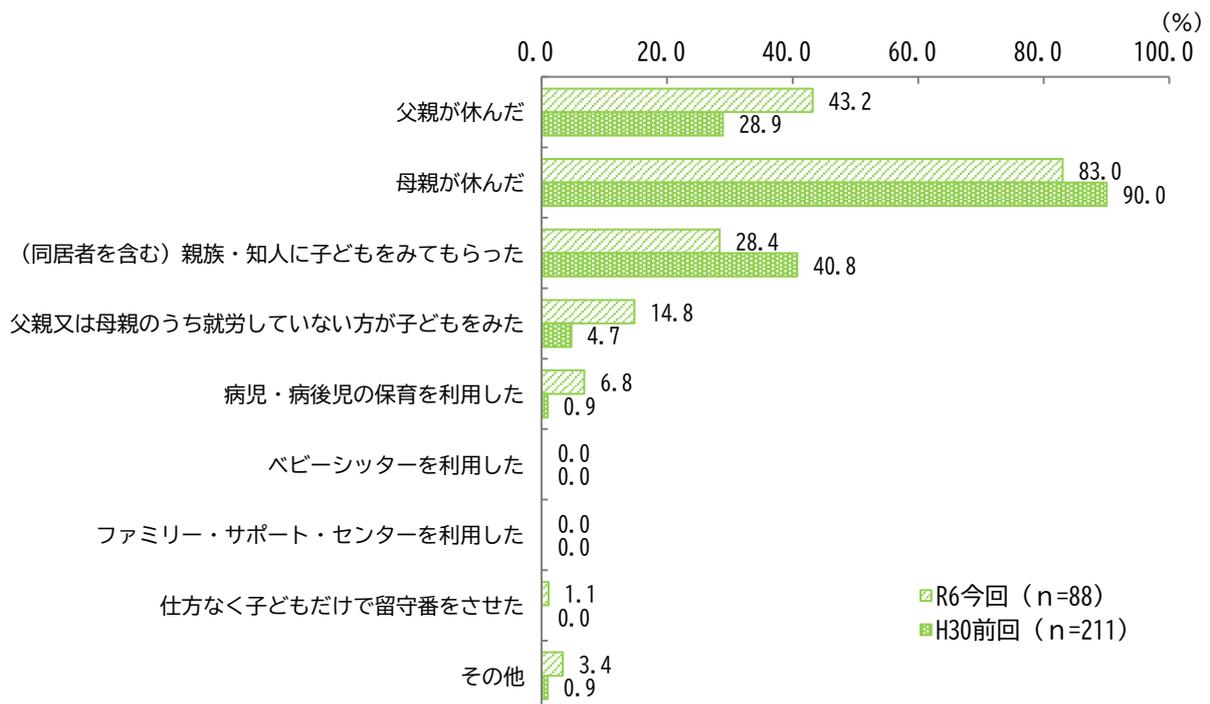


こどもが病気やケガの時の対処方法【全て選択】

「母親が休んだ」が83.0%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が43.2%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が28.4%となっています。

前回調査と比較すると、「父親が休んだ」「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」「病児・病後児の保育を利用した」の割合が増加し、「母親が休んだ」「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が減少しています。

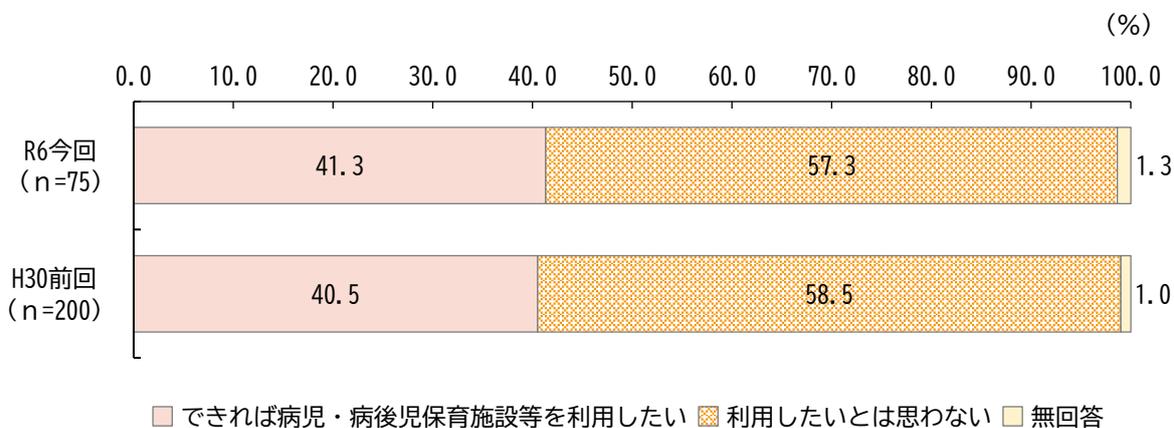
未就学児



その際、病児・病後児保育施設を利用したいと思ったか【1つ選択】

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 41.3%、「利用したいとは思わない」が 57.3%となっています。

未就学児

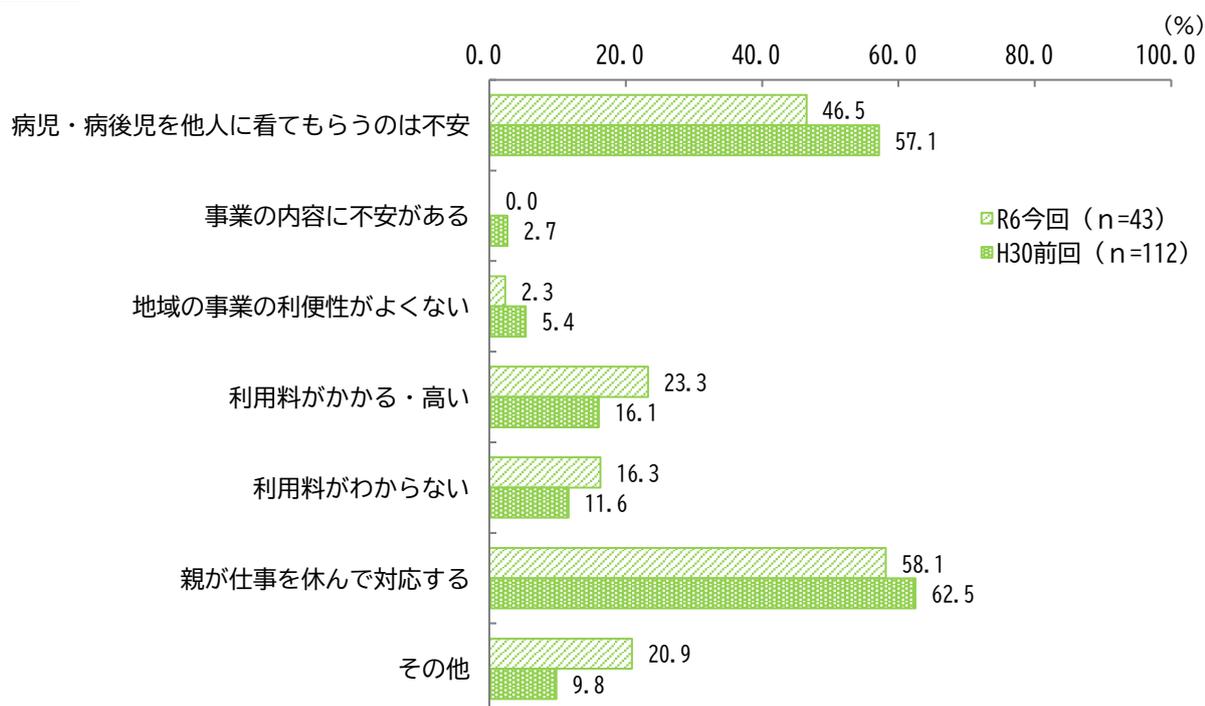


利用したいと思わない理由【全て選択】

「親が仕事を休んで対応する」が 58.1%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 46.5%、「利用料がかかる・高い」が 23.3%となっています。

前回調査と比較すると、「利用料がかかる・高い」「その他」の割合が増加し、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」の割合が減少しています。

未就学児

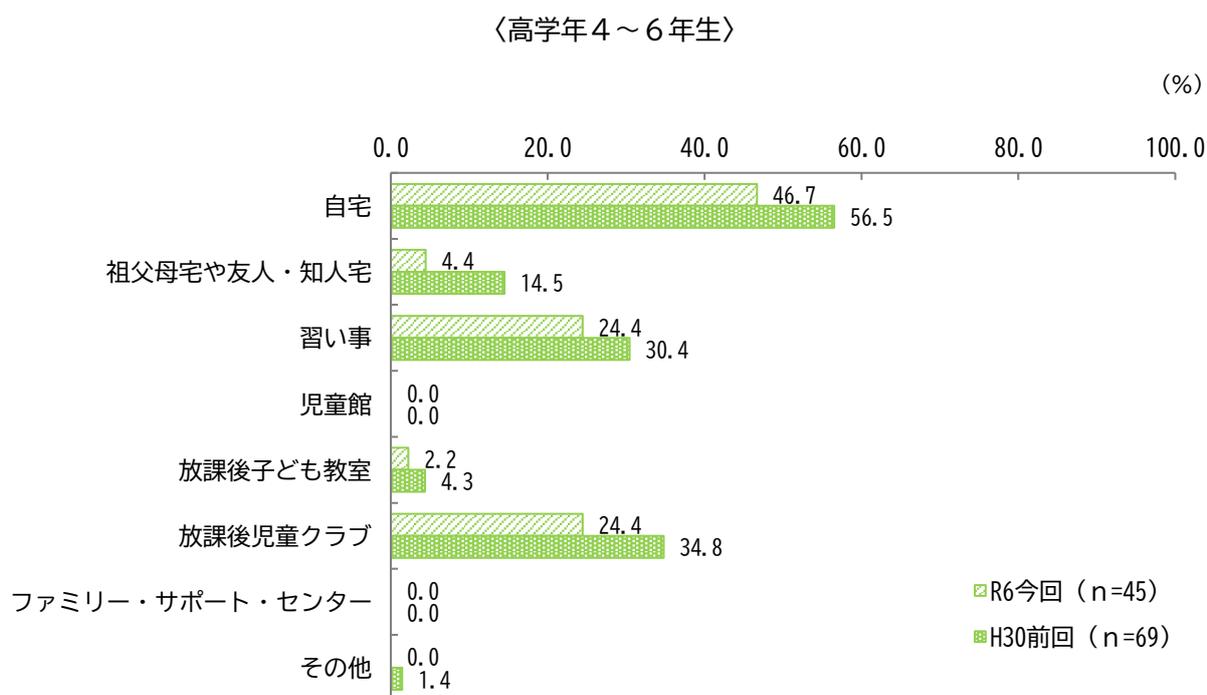
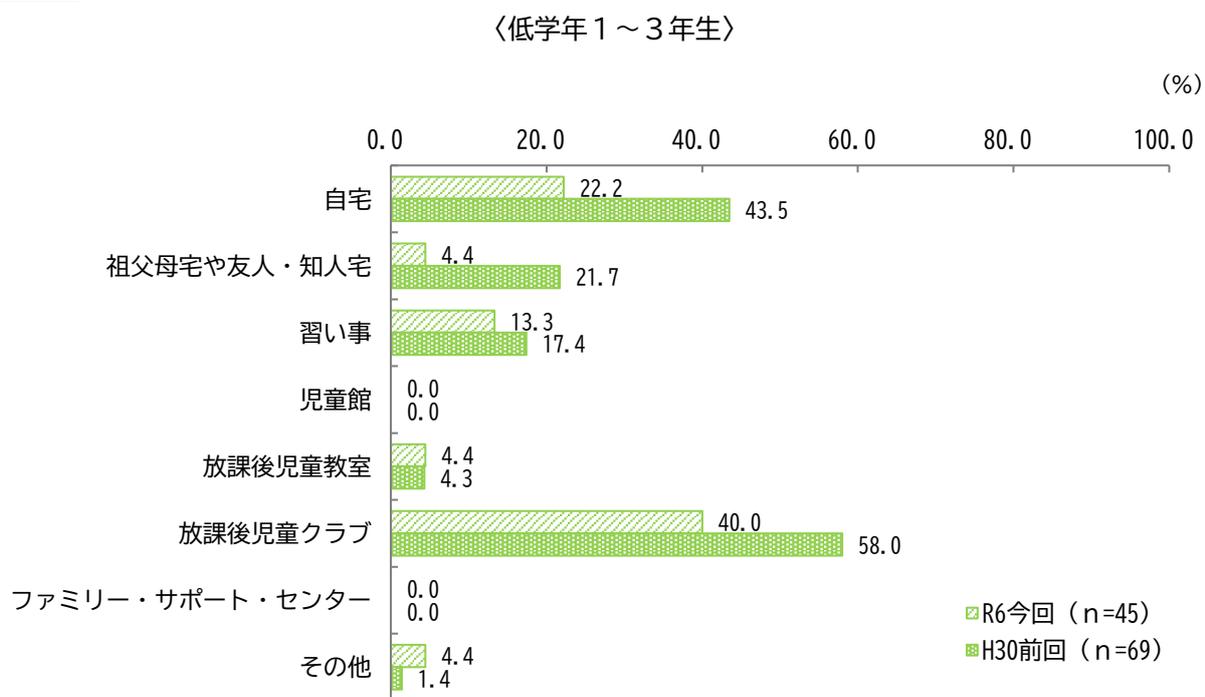


⑥小学校就学後に希望する放課後の過ごし方【全て選択】

小学校低学年(1～3年生)では「放課後児童クラブ」が40.0%と最も高く、次いで「自宅」が22.2%、「習い事」が13.3%となっています。

小学校高学年(4～6年生)では「自宅」が46.7%と最も高く、次いで「習い事」「放課後児童クラブ」がともに24.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が4.4%となっています。

未就学児



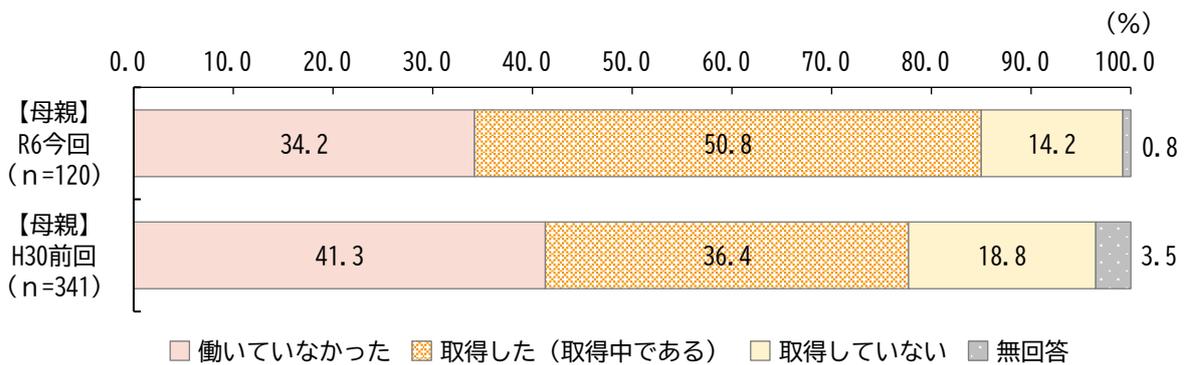
⑦育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について【1つ選択】

未就学児の母親では「取得した(取得中である)」が 50.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 34.2%、「取得していない」が 14.2%となっています。前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。

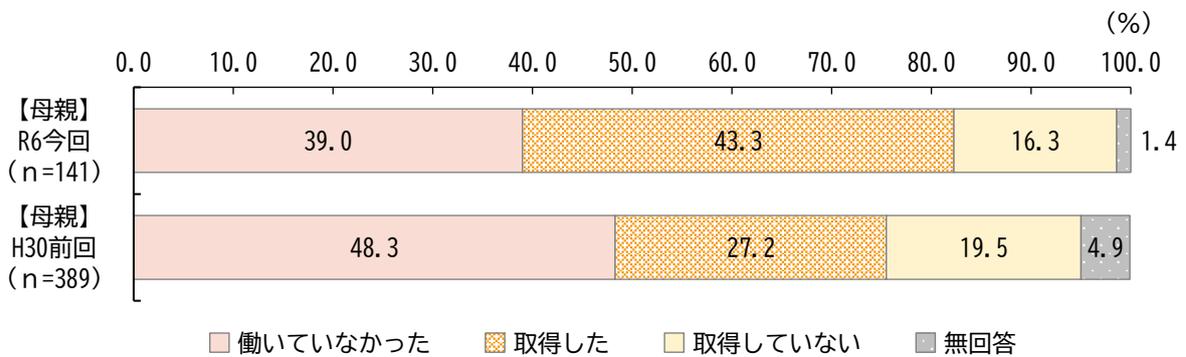
小学生の母親では「取得した」が 43.3%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 39.0%、「取得していない」が 16.3%となっています。前回調査と比較すると、「取得した」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。

【母親】

未就学児



小学生

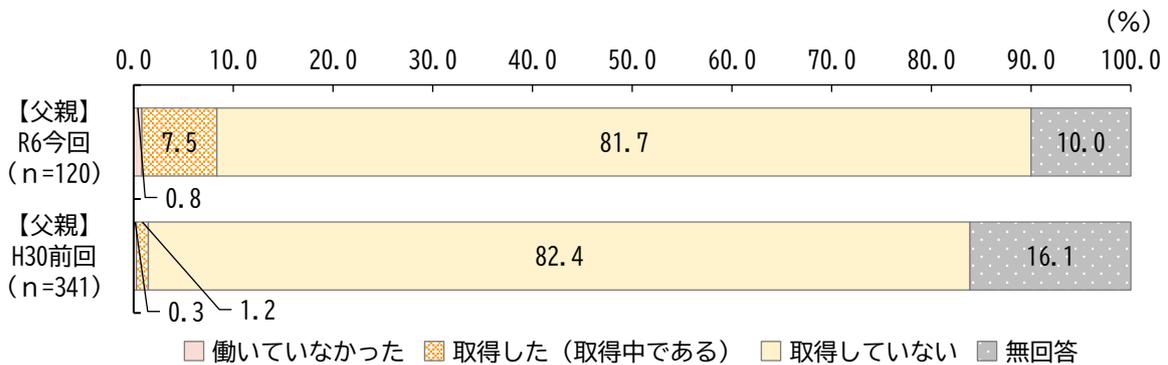


未就学児の父親では「取得していない」が 81.7%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」が 7.5%、「働いていなかった」が 0.8%となっています。前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が増加しています。

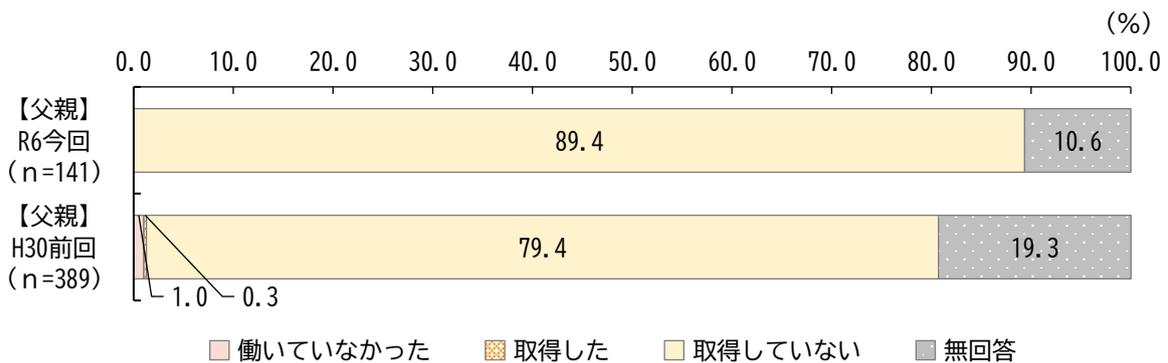
小学生の父親では「取得していない」が 89.4%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、「取得していない」の割合が増加しています。

【父親】

未就学児



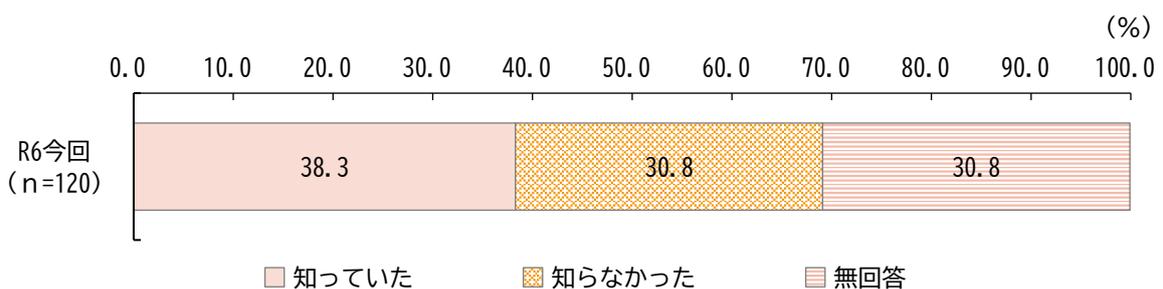
小学生



⑧副食費の町単独の補助金の認知度【1つ選択】

「知っていた」が 38.3%、「知らなかった」が 30.8%となっています。

未就学児



9 施策の進捗評価

前計画である子ども・子育て支援事業計画は、7つの基本目標と、45の具体的事業により構成されています。その進捗結果をみると、「目標達成」は1事業(2.2%)、「推進できた」は15事業(33.3%)、「実施中である(現状維持)」は23事業(51.1%)、「実施したが見直しが必要」は5事業(11.1%)、「未実施」は1事業(2.2%)という結果となりました。

未実施のため廃止となる事業は、「基本目標1 地域における子育ての支援」の施策「育児情報誌の作成・配布(ちゃいるどはうすママBOOK!等)」の1事業となっています。

■第二期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	45	1	15	23	5	1
基本目標1 地域における子育ての支援	14	0	3	6	4	1
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	26	0	9	16	1	0
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2	0	2	0	0	0
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	2	1	1	0	0	0
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等	-	-	-	-	-	-
基本目標6 子どもの安全の確保	-	-	-	-	-	-
基本目標7 要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進	1	0	0	1	0	0

第3章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方については、肝付町の最上位計画である「肝付町総合振興計画」を踏まえ策定していきます。

1 計画の基本理念

本町では、次代の親となる子どもたちが豊かな自然環境の中で元気にのびのび育ち、「ふるさと肝付町で子育てをしたい」と思えるような取組を推進していきます。今回策定する「第2期肝付町子ども・子育て支援事業計画」では、本町における長期的な子育て支援と少子化対策の総合的な指針となるために、基本理念を以下のように定めていますが、この「基本理念」は、本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいて普遍的なものであるため、今回策定する「第3期肝付町子ども・子育て支援事業計画」においてもその内容を継承していきます。

基本理念1

未来を担う子どもたちが
明るく健やかに成長できる環境づくり

基本理念2

子どもを持ちたいと希望する人が
安心して子どもを産み育てることができる社会づくり

基本理念3

子どもを育てている人が
子育てに伴う喜びを実感し成長できる環境づくり

2 計画の基本的視点

基本理念を実現するため、以下の4つの基本的視点のもとに本計画を推進します。

基本的視点1 子どもの育ち・子育てをめぐる環境の視点

近年核家族化の進展や高齢化の進行により、かつては祖父母や近隣の住民等から得られていた子育てに対する助言や支援が得られにくいという子育て環境にあります。また、現在の親世代の兄弟姉妹の数の減少により、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭が増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。子育てに専念して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからずいることなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して生まれ子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、父母その他の保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを地域や行政をはじめ地域全体で支援していくことが重要です。こうした取組を通じて全ての子どもの健やかな育ちを実現します。

基本的視点2 子どもの育ちに関する視点

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳児期(おおむね満1歳まで)は、一般に身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々な行動や欲求に身近な大人が応答的かつ積極的に関わることで、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え情緒の安定が図られます。

幼児期(乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期)のうち、おおむね満3歳までの時期は、一般に基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることによって自発的に活動するようになり、こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。

幼児期のうち、おおむね3歳以上の時期は一般に遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心、思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎となる時期となります。人や物と

の関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりを図ります。

基本的視点3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の視点

関係法律に明記されているとおり「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育て支援は進められる必要があります。子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

子ども子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行っていくことといえます。各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

基本的視点4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割の視点

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備が求められます。

子育てにおいては、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携して地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要であり、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが重要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、それを担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを行います。

3 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また、家庭では男女が協力して子育てに取り組むことが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことは望ましくありません。

子どもとのスキンシップやコミュニケーションを充実させ、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域とのかかわりの中で家庭では学ぶことができない社会性を身につけ、より成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域全体が子育て中の家庭を支え、地域で活動している様々な団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体がこのような職場環境をつくるよう努め、また働く人々自身もこのような認識を深めることが重要です。

(4)行政の役割

子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境等の多様な分野にわたる取組が必要であるため、行政は関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

4 基本目標

基本理念を実現するため、以下の7つの基本目標のもとに本計画を推進します。

基本目標 1
地域における子育ての支援

基本目標 2
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本目標 3
こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標 4
子育てを支援する生活環境の整備

基本目標 5
職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）

基本目標 6
子どもの安全の確保

基本目標 7
要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進

※各施策・事業の詳細については、第5章に掲載しています。

5 施策の体系

基本理念

- 1 未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できる環境づくり
- 2 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり
- 3 子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感し成長できる環境づくり



基本的視点

- 1 子どもの育ち・子育てをめぐる環境の視点
- 2 子どもの育ちに関する視点
- 3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の視点
- 4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割の視点

基本目標

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）
- 6 子どもの安全の確保
- 7 要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進

第4章 主要事業の「量の見込み」と確保方策

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 計画の基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の实情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所など
地域型保育事業	定員が6人以上19人以下の小規模保育、定員が5人未満の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども子育て支援事業	
1.利用者支援事業	10.病児・病後児保育事業
2.地域子育て支援拠点事業	11.放課後児童健全育成事業
3.妊婦健康診査事業	12.子育て世帯訪問支援事業【新規】
4.乳児家庭全戸訪問事業	13.児童育成支援拠点事業【新規】
5.養育支援訪問事業	14.親子関係形成支援事業【新規】
6.子育て短期支援事業	15.産後ケア事業【新規】
7.ファミリー・サポート・センター事業	16.妊婦等包括相談支援事業【新規】
8.一時預かり事業	17.実費徴収に係る補足給付を行う事業
9.延長保育事業	18.多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとする。

3 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

本町では教育・保育の区域は区域内の量の見込み量の調整に柔軟に対応できることや利用者の細やかなニーズ(勤務状況に合わせた保育所利用教育・保育の特性を踏まえた選択肢)に柔軟に対応できること特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから町全域(1区域)で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

肝付町における教育・保育の提供区域：1区域

4 推計児童数

国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和7～11年度までの人口推計は、令和1～5年の住民基本台帳をもとに、※コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である

■未就学児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	61	57	55	54	51
1歳	59	62	58	56	55
2歳	74	61	64	60	58
3歳	65	76	63	66	62
4歳	85	64	75	62	65
5歳	85	85	64	75	62
計	429	405	379	373	353

■小学生児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳	77	85	85	64	75
7歳	88	76	84	84	63
8歳	105	87	75	83	83
9歳	106	105	87	75	83
10歳	110	104	103	86	74
11歳	101	110	104	103	86
計	587	567	538	495	464

5 教育・保育の量の見込みと確保方策

国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和6年8月に実施した「肝付町子ども・子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

■令和7年度

1年目（令和7年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
		教育を希望	保育を希望	保育が必要		
対象年齢		3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		45人	175人	44人	49人	60人
保育利用率				72%	83%	81%
確保提供数	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	保育所		65人	15人	20人	20人
	認定こども園	60人	120人	35人	35人	40人
	②確保提供数の合計	60人	185人	50人	55人	60人
②-①		15人	10人	6人	6人	0人

■令和8年度

2年目（令和8年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
		教育を希望	保育を希望	保育が必要		
対象年齢		3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		42人	167人	42人	52人	51人
保育利用率				73%	83%	83%
確保提供数	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	保育所		65人	15人	20人	20人
	認定こども園	60人	120人	35人	35人	40人
	②確保提供数の合計	60人	185人	50人	55人	60人
②-①		18人	18人	8人	3人	9人

■令和9年度

3年目（令和9年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
		教育を希望	保育を希望	保育が必要		
対象年齢		3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		38人	151人	41人	49人	53人
保育利用率				74%	84%	82%
確保提供数	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	保育所		65人	15人	20人	20人
	認定こども園	60人	120人	35人	35人	40人
	②確保提供数の合計	60人	185人	50人	55人	60人
②-①		22人	34人	9人	6人	7人

■令和10年度

4年目（令和10年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
		教育を希望	保育を希望	保育が必要		
対象年齢		3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		38人	151人	39人	47人	50人
保育利用率				72%	83%	83%
確保提供数	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	保育所		65人	15人	20人	20人
	認定こども園	60人	120人	35人	35人	40人
	②確保提供数の合計	60人	185人	50人	55人	60人
②-①		22人	34人	11人	8人	10人

■令和11年度

5年目（令和11年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
		教育を希望	保育を希望	保育が必要		
対象年齢		3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		35人	139人	38人	46人	49人
保育利用率				74%	83%	84%
確保 提供 数	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	保育所		65人	15人	20人	20人
	認定こども園	60人	120人	35人	35人	40人
	②確保提供数の合計	60人	185人	50人	55人	60人
②-①		25人	46人	12人	14人	16人

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業

事業概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

確保方策

現在、本町では、「基本型」「子ども家庭センター型」それぞれ1箇所にて実施しています。

今後も、「基本型」「子ども家庭センター型」の継続実施に努め、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関と協力しながら、利用者支援に努めます。

【基本型】	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1	1

【子ども家庭センター型】	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1	1

(各年度における実施箇所数)

(2)地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

確保方策

現在、本町では、一般型を2箇所設置(高山地区・内之浦地区のそれぞれ1箇所)しています。

計画最終年の令和11年度では、1,000人の利用が見込まれています。

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちの支援に努めます。

	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	1,200	1,200	1,150	1,100	1,050	1,000
確保方策(人回)	1,200	1,200	1,150	1,100	1,050	1,000
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所数)

(3)妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

確保方策

計画最終年の令和 11 年度では、714 人の利用が見込まれています。

妊娠届け出数の減少が見込まれていますが、今後も母子手帳交付時等に周知及び受診勧奨に取り組みます。

	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	854	798	770	756	714	714
確保方策(人)	854	798	770	756	714	714

(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

対象：生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭

訪問時期：概ね生後2、3か月頃

訪問内容：①赤ちゃんとお母さんの体調確認（アンケート実施）、②子育てに関する悩み相談、③子育てに関する情報の提供、④ブックスタートパック（お誕生記念品の贈呈）

確保方策

計画最終年の令和 11 年度では、51 人の利用が見込まれています。

乳児のいる家庭を保健師又は訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	61	57	55	54	51	51
確保方策(人)	61	57	55	54	51	51

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策))

(5) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

確保方策

計画最終年の令和 11 年度では、2人の利用が見込まれています。

養育環境に課題がある世帯に対しては、要保護児童対策協議会と連携を図り、養育支援訪問事業の継続に努めます。

	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	2	2	2	2	2	2
確保方策(人)	2	2	2	2	2	2

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策))

(6) 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)です

確保方策

現在、本町では2箇所、ショートステイを実施しており、今後も同様の取り組みを実施します。

計画最終年の令和 11 年度では、ショートステイ 20 人の利用が見込まれます。

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童の預かりに努めます。

【ショートステイ】	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	20	20	20	20	20	20
確保方策(人日)	20	20	20	20	20	20
確保方策(箇所)	2	2	2	2	2	2

(各年度における年間延べ利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

【トワイライトステイ】	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。					
確保方策(人日)						
確保方策(箇所)						

(各年度における年間延べ利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保方策

現在、本町では子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。				
確保方策(人)					
確保方策(箇所)					

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(8)一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

確保方策

現在、本町では幼稚園型を4箇所、幼稚園型を除く一時預かりを2箇所実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。計画最終年の令和11年度では、幼稚園型は4,000人日、幼稚園型を除く一時預かりは250人日の利用が見込まれます。保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、保育所などで保育に取り組みます。

【幼稚園型】		実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	1号認定	5,000	5,000	4,800	4,300	4,300	4,000
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	計	5,000	5,000	4,800	4,300	4,300	4,000
確保方策(人日)		5,000	5,000	4,800	4,300	4,300	4,000
施設数(箇所)		4	4	4	4	4	4

【幼稚園型を除く】		実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)		300	300	280	270	260	250
確保方策(人日)		300	300	280	270	260	250
施設数(箇所)		2	2	2	2	2	2

(各年度における年間延べ利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(9)延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

確保方策

現在、本町では6箇所を実施しており、引き続き同様の実施に努めます。

計画最終年の令和11年度では4,000人の利用が見込まれています。

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に努めます。

	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	4,800	4,800	4,500	4,300	4,200	4,000
確保方策(人)	4,800	4,800	4,500	4,300	4,200	4,000
施設数(箇所)	6	6	6	6	6	6

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(10)病児保育事業(病後児対応型)

事業概要

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、委託先の専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。

確保方策

現在、本町では1箇所有病後児保育を実施しており、今後も継続して実施に努めます。

計画最終年の令和11年度では300人の利用が見込まれています。

仕事等の理由で、保護者が病気中の子どもを家庭で保育できない場合に、保護者の子育てと就労の両立の支援に努めます。

	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	370	360	340	320	310	300
確保方策(人日)	370	360	340	320	310	300
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1	1

(各年度における年間延べ利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

確保方策

現在、本町では7箇所を実施しています。

計画最終年の令和11年度では315人の利用が見込まれています。

国の「放課後児童対策パッケージ」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。

		実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)		272	256	245	237	215	205
	1年生	65	62	68	68	51	60
	2年生	62	62	53	59	59	44
	3年生	48	46	38	33	36	36
	4年生	45	39	39	32	28	31
	5年生	38	30	29	28	24	20
	6年生	14	17	18	17	17	14
確保方策(人)		315	315	315	315	315	315
施設数(箇所)		7	7	7	7	7	7

(各年度における年間利用登録者数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(12)産後ケア事業【新規】

事業概要

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

確保方策

現在、本町ではデイサービス型、アウトリーチ型、ショートステイ型を実施しており、今後も同様の取り組みを実施します。

【デイサービス型】	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数/年)	10	10	10	10	10	10
確保方策(延べ人数/年)	10	10	10	10	10	10

【アウトリーチ型】	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数/年)	15	15	15	15	15	15
確保方策(延べ人数/年)	15	15	15	15	15	15

【ショートステイ型】	実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数/年)	6	6	6	6	6	6
確保方策(延べ人数/年)	6	6	6	6	6	6

(13)妊婦等包括支援事業【新規】

事業概要

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

確保方策

妊婦に限らず、その配偶者も対象に、妊娠・出産に対する不安や負担を相談できる体制を整えており、今後も、現在の取り組みを継続していきます。

		実績 (令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	61	57	55	54	51	51
	面談延回数	122	114	110	108	102	102
確保方策	妊娠届出数	61	57	55	54	51	51
	面談延回数	122	114	110	108	102	102

(14)子育て世帯訪問支援事業【新規】

事業概要

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

確保方策

本事業について、本町では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/年)	事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。					
確保方策(人/年)						

(15)児童育成支援拠点事業【新規】

事業概要

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

確保方策

本事業の利用対象と認められる児童がいる場合には、NPO 等との連携を検討し、利用への支援を行うなど、適切な対応に努めます。

(16)親子関係形成支援事業【新規】

事業概要

児との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

確保方策

本事業について、本町では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

事業概要

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労に関わらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

確保方策

本町では国の方針を踏まえ、令和8年度からの実施を検討します。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

確保方策

令和元年10月から、新制度に移行していない幼稚園の副食費を助成しています。

(19)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園等の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

確保方策

本事業について本町では実施していませんが、今後、ニーズや状況を勘案しながら必要に応じた検討を行います。

(20)町単独事業

事業概要

本町では、平成29年4月から、社会全体で子育てをするという観点から、子育て家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援するために、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりとして、3歳以上児の保育料の無償化を町単独事業として実施しています。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで2号認定者の保育料の中に含まれていた副食費が保護者負担へ変更され、実質的な保護者の負担増になることから、本町では国の幼児教育・保育の無償化による副食費の補助事業を行っています。対象は、1号・2号認定者及び認可外保育施設等の利用者も含み、月額は国の補助基準額を上限とします。

確保方策

令和元年10月から、副食費の補助を町単独事業で行っています。

7 国の「放課後児童対策パッケージ」に基づく本町の取組について

放課後児童対策においては、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題です。

このことを踏まえ、こども家庭庁と文部科学省では、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、令和5年12月25日に「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、取組を進めています。

本町においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み(必要事業量)に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、令和5年度末をもって「新・放課後子ども総合プラン」は終了しましたが、放課後児童対策パッケージの推進にあたっては、継続的かつ計画的な取組を推進する観点から引き続き町の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

8 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至る子どもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園と小学校・中学校等との連携強化を図っていきます。

9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

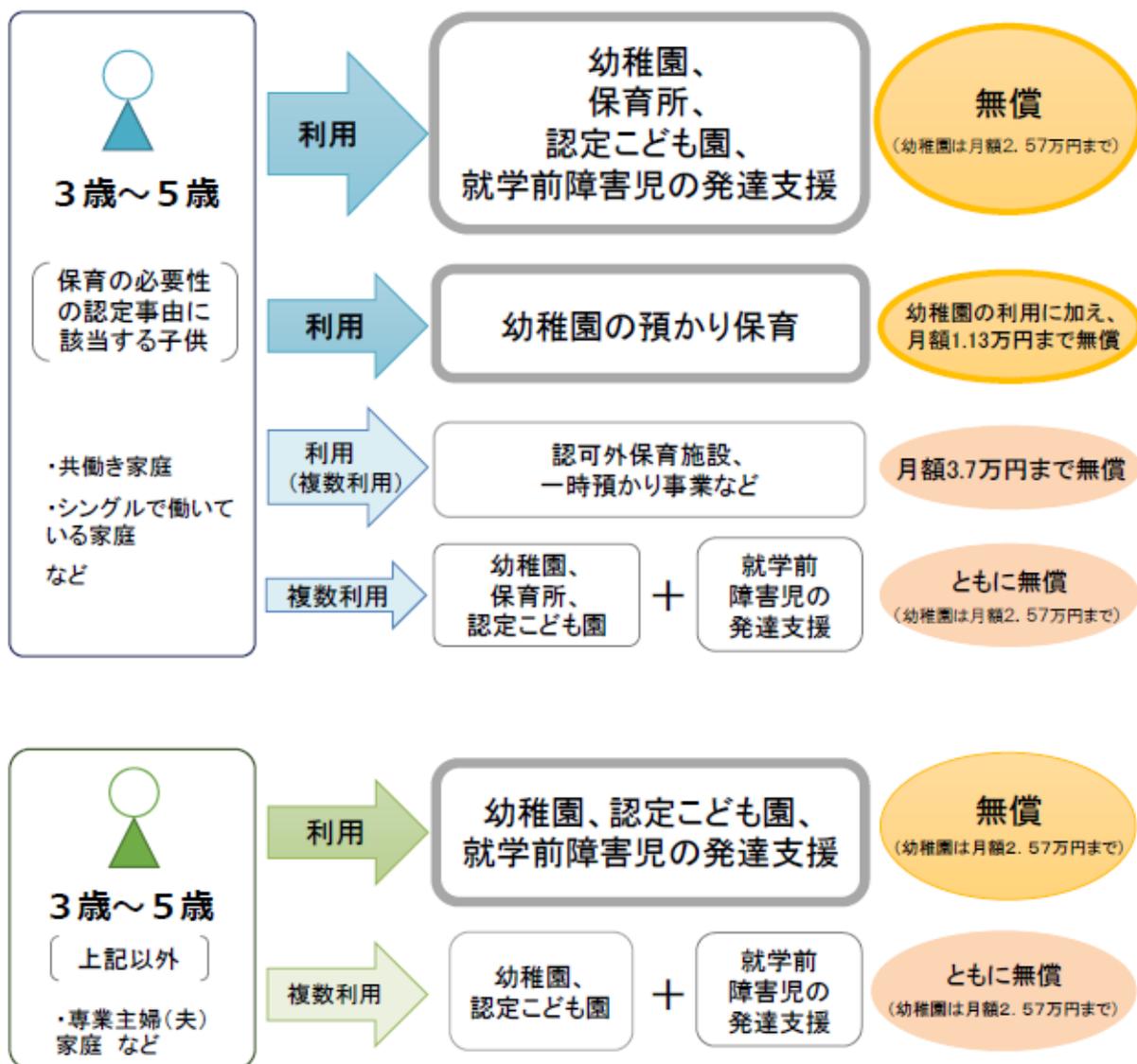
幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、

監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

10 その他推進方策

(1)産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休(産前・産後休業)、育休(育児休業)明けに希望に応じて円滑に、幼稚園、保育所を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

また、保護者が希望した時期から質の高い保育を利用できるように、教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所の充実に努めます。

(2)労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切に作る働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続します。また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(3)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本町においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握・対応します。

②ひとり親家庭(母子家庭及び父子家庭)の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。具体的には、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮や各種支援策を推進するとともに、児童扶養手当や医療費支給などの経済的支援を継続し、ひとり親家庭の自立支援の推進に努めます。

③障がい児施策の充実

障がい児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策(第5章記載)を連携し、総合的に推進します。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開

重点施策① 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱体化し、妊娠、出産や子育てに関する妊産婦等の不安や負担が増えており、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

地域レベルで結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要であることから、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

「母子保健相談支援事業」の充実

(妊産婦等からの支援ニーズに応じて、母子保健や子育てに関する様々な悩みへの相談対応や、支援を実施している関係機関につなぐための事業)

「産前・産後サポート事業」の充実

(妊産婦等の孤立感や育児不安の解消を図るため、助産師等による専門的な相談援助や、地域の子育て経験者やシニア世代等に話し相手になっていただく等の事業)

「産後ケア事業」の充実

(出産直後に休養やケアが必要な産婦に対し、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援や休養の機会を提供する)

子育て世代包括支援センターの機能強化

重点施策② 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

本町においては、要保護児童対策地域協議会で定期的に情報交換及び防止対策の検討を行います。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組みます。

相談体制の整備や関係機関との連携強化

(虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携および情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化に努める)

発生予防、早期発見、早期対応等

(虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には適切な支援に努める)

社会的養護施策との連携

(子ども・子育て支援を推進するにあたり、子育て短期支援事業を実施する施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用に努める)

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけではなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援、各種窓口や関係機関、支援者の相互連携が必要です。

また、子どもの人権を尊重し、子どもたちがその置かれている環境に関わらず健やかに成長するように、子どもの自立を支援する視点を大切に、貧困対策も視野に入れた子ども自身への総合的な支援の推進に努めます。

子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

(生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援の充実を図る)

家庭ニーズに応じた適切な相談支援

(様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、相談支援や情報提供体制の充実を図る)

積極的な情報提供

(支援制度の認知度の向上のため、わかりやすく利用しやすい制度案内に努め、積極的な情報提供を推進)

子どもへの総合的支援

(子どもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援等、子どもの視点に立った、子どもが未来へ希望を持てる支援に努める)

(3)障害児に対する施策の充実

障害のある子どもが共に地域で成長していくためには、公的なサービスの充実とともに地域全体が障害児に対する理解を深め、温かく見守っていくことが重要です。

乳幼児期を含め早期から教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発育相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援が必要です。発達障害については、社会的な理解が不十分であることから、適切な情報の周知を広げるほか、家族が適切な子育てができるための支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を図り、障害児の受入れを推進します。

障害の早期発見・早期対応、障害の受容に対するサポート

(成長の過程で児童の障害が顕著になってくると、障害児とその保護者は生活のしづらさを感じ、社会から孤立してしまう傾向があることから、障害の早期発見・早期対応、障害の受容に対する支援に努める)

集団生活の場において児童の障害に対する支援

(集団生活の中で児童の障害が顕著に現れることもあることから、集団生活の場において児童の障害に対する支援を行なう)

医療的ケア児に対する支援

(医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組む)

重点施策③ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特にひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭などは経済支援をより必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないように、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

このような状況を受けて、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの貧困対策に関する各種支援及び取り組みを推進します。

なお、本町においては「改正子どもの貧困対策法」を踏まえ、今後子どもの貧困対策計画の策定を行います。

子どもの育ちを支える生活支援

（子どもたちが、安心して過ごせる環境で健やかに育ち、将来生活していくために必要な基礎的な生活習慣が身につくよう、家庭だけではなく、幼稚園・保育所、学校、地域など社会の中で子どもの育ちを支えていく取組を進め、子ども一人一人の成長に応じたきめ細かい支援の充実を図る）

子どもの学びを支える教育支援

（子どもたちが家庭環境や経済的状況にかかわらず、それぞれの能力や可能性を伸ばすことが出来る教育を受けられるよう、学校をプラットフォームとして、貧困が連鎖しないよう総合的な子どもの貧困対策を行う）

生活基盤の安定を図るための保護者への支援

（保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図る）

切れ目なくつながる重層的な支援体制の構築

（生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていけるよう、子どもや家庭に最も身近な地域において困りごとに気づき、支えていく支援体制の整備）

基本目標1 地域における子育ての支援

保護者の就労状況等に関わらず、すべての子ども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育を提供するとともに、すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、地域で支える子育て支援の充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
通常保育事業	保護者が労働又は疾病等により、家庭において子どもを保育することができないと認める場合、保護者に代わり保育所等での保育を行う。0歳児（3箇所）からの未就学児を対象に町内7箇所の保育園、認定こども園で実施。	福祉課 町民生活課	継続
一時預かり事業	昼間、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児に対し、保育所等の施設において必要な保護を行う。本町では保育所等の自主事業として展開している。 2箇所（支援センター・認定こども園）で実施（一般型）。3箇所の認定こども園で実施。現在未移行幼稚園1箇所で実施。	福祉課 教育総務課 町民生活課	継続
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う。 町内6箇所の保育園・認定こども園で実施。	福祉課 町民生活課	継続
病児・病後児保育事業	児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、保育所等に付設された専用施設において看護師等が一時的に保育を行う。 病後児対応型は、委託1箇所で実施。	福祉課 町民生活課	継続
障害児保育事業	障害を有する子どもと健常児を集団保育することにより、健全な社会性の成長発達を促進する。 3箇所の認定こども園で受入可能。	福祉課 町民生活課	継続
幼稚園	「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」とし、①満3歳以上の幼児を対象として、②学年単位で1年ないし3年の教育期間で、③1日4時間を標準に、④毎学年39週以上の教育を行う。本町には2つの私立幼稚園があり、自主事業として預かり保育、土曜日や長期休み時（春・夏・冬）の保育、未就園児の親子登園等を実施している。 現在未移行幼稚園1箇所で実施。	教育総務課	縮小
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等で昼間家庭にいない、小学校に入学している子どもに対し、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用し、適切な遊びの場を提供するとともに、その健全な育成を図る。 6箇所で実施。（公営1箇所、委託5箇所）	福祉課 町民生活課	継続

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言等の援助を行う。 【一般型】 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開する。 2箇所の子育て支援センターで実施。	福祉課 町民生活課	継続
子育て支援サービスの情報提供	地域における子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供を行う。利用者支援事業で実施。	福祉課 健康増進課	継続
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	すべての乳児がいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行うことにより乳児家庭での適切な養育を確保する。	福祉課 健康増進課	継続
養育支援訪問事業	乳幼児全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭等の子ども及び養育者に対して家庭を訪問し、短期集中的にきめ細やかな相談・指導・助言等の濃密な支援を行う。 今後多様な機関との情報共有の場の検討を図る。	福祉課 健康増進課	継続
町ホームページを活用した子育てに関する情報提供	町ホームページを活用した子育てに関する情報提供を行うことにより、子育て支援情報の周知を図る。	福祉課 健康増進課	継続
子育て支援サイト	妊娠から出産・子育てまでの情報を幅広く発信することで、子育てしやすい環境の提供を図る。	福祉課 健康増進課	継続
幼児教育・保育の無償化事業食材料費補助金	給食費の副食に要する費用に対し補助金を交付することにより、子育て支援に寄与する。	福祉課 教育総務課	継続

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべての家庭が安心して子どもを生み育てられるように、保健、医療、福祉など様々な分野が連携し、保護者と子どもの健康の確保を図るとともに、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、それぞれの発達状況に応じた取組を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
母子相談	妊婦、乳幼児の保護者、家庭等からの様々な相談に応じ、不安の軽減を図る。 助産師・保健師が担当し月1回実施。 関係機関での支援につなげていけるよう、新たに仕組み作りを行う。	健康増進課 福祉課	継続
妊産婦及び新生児訪問指導事業	妊産婦、新生児のいる家庭の訪問指導を実施し、母子の健康確保、不安の軽減を図る。 また、ハイリスク妊産婦（若年、高齢、多胎、家庭環境問題や疾病）への継続的な支援や助産師を中心に訪問指導を実施し、必要に応じて保健師、心理士などの専門職と共に訪問を行っている。 今後も妊娠時期から関係性を構築していくと共に産科や福祉関係担当機関との関係強化を図る。	健康増進課	継続
子育て世代包括支援センター（母子保健型）	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない関りを行い、また安心して子育てしていただける環境を整えるために、基本型と連携を図り、情報共有しながら、個別支援へつなげていく。	健康増進課	継続
産前・産後サポート事業	必要に応じて専門職の自宅訪問や電話による状況確認、産科医等の関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行っていく。また、妊婦を対象とした交流の場を設け、妊娠期から孤立感や育児不安の解消に努めていく。	健康増進課	継続
産後ケア事業	産後1年未満の産婦に対し、助産院での相談や乳房等のケアについて、一人につき3回まで利用費用の助成を行う。 また今後、委託先の拡大と県が実施する無償化事業の活用を検討していく。	健康増進課	継続
産婦健康診査	産婦が心身ともに安定して児との生活を送っていけるよう、産婦健康診査の受診勧奨と一人につき2回まで検査費用の助成を行う。	健康増進課	継続
思春期対策	若年妊婦や低出生体重児等の予防のために、町の課題分析を行い、思春期早期からの保健対策の強化を行う。	健康増進課	継続
養育支援訪問事業（再掲）	乳幼児全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭等の子ども及び養育者に対して家庭を訪問し、短期集中的にきめ細やかな相談・指導・助言等の濃密な支援を行う。 今後多様な機関との情報共有の場の検討を図る。	福祉課 健康増進課	継続

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）	すべての乳児がいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行うことにより乳児家庭での適切な養育を確保する。	福祉課 健康増進課	継続
医療機関・団体等との連携	医療・保健・福祉・地域等の各種関係機関・団体等と連携を取りながら子育て家庭を支援する。 機関によって連携の図り方に差が生じている。あまり連携の図れていない機関とどのように連携していくか検討が必要。	健康増進課	継続
子育て自主サークルの育成・支援	町内の子育て自主サークルをはじめとする子育てに関わる自主的な組織について、その活動の育成・指導者の養成、組織間の連携強化等を図る。また、活動の拡充・活発化を支援し、地域における子育て機能強化を図る。	健康増進課	継続
児童手当	児童手当法（昭和46年法律第73号）が制定され、1972年度以降支給されている。 額の改定や対象となる児童の年齢については数年ごとに改正され、子ども手当制度を経て、2012年からは、中学生（15歳になって最初の3月31日までの者）以下を対象に月1万5千円又は1万円が支給されている。	福祉課 町民生活課	継続
子ども医療費助成事業	子ども医療に関して医療費助成を行う。 平成27年度より中学校修了児童が対象（15歳到達の最初の3/31までの児童） 令和7年度より対象子どもの支給方法が現物給付となる。	健康増進課	継続
肝付町多子世帯等保育料等軽減事業	多子世帯の経済的負担を軽減して安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するために、保育所に第3子以降の子どもを入所させる家庭の保育料を軽減する事業。	福祉課	継続
子育て支援パスポート事業	事業に協賛する商店街や企業等の協力を得て、子育て家庭を支援したり応援したりするサービスや心遣いをお願いし、具体的に目に見える形で子育てしやすい環境づくりのために取り組んでいる事業。	福祉課	継続
地域、学校や施設における食に関する指導の充実	地域・保健施設・学校等において、生涯にわたる健康づくりの基本である「食」に関する指導を行う。	教育総務課	継続
栄養相談・栄養指導	妊産婦や乳幼児に関する栄養指導・栄養相談の充実を図る。 乳幼児健診に管理栄養士に入ってもらい栄養指導を行っている。乳児検診での栄養指導が希望者のみとなっているため、今後どのように管理栄養士が介入するか検討していく必要がある。	健康増進課	継続

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
学校給食の充実	<p>▼給食指導体制の確立</p> <p>▼食に関する指導の充実（学校給食法の一部改正と新学習指導要領への対応）</p> <p>▼学校給食の衛生管理の徹底、食物アレルギーへの対応</p> <p>▼学校給食について保護者や地域住民への意識啓発（給食試食会の積極的実施）</p> <p>▼給食センター、共同調理場の円滑な運営と連携強化</p>	教育総務課	継続
救急、休日小児科医療等の情報を定期的に提供	救急・休日小児科医療の情報を定期的に提供する。	健康増進課	継続
乳幼児健康診査の受診勧奨の推進と健診体制の強化	<p>乳幼児健康診査の受診勧奨を行うとともに、乳児、1.6歳、3歳児、2歳児歯科検診を実施し、乳幼児の健康増進と保護者の育児不安の軽減を図る。また未受診者把握を行い、乳幼児の安否確認や虐待の予防に努める。</p> <p>乳児（3～5ヶ月児、6～8か月児）・1.6歳児・3歳児健診、2歳・2.6歳児歯科検診を定期的に実施。未受診者に対しては自宅や保育所訪問による状況確認を行っている。健診の継続と、受診率の向上を目指す。</p>	健康増進課	継続
予防接種に関する情報の提供	<p>予防接種実施率向上に向け、予防接種に関する情報の提供に努める。</p> <p>振興会回覧、広報誌、町ホームページ等で情報提供を行っている。</p>	健康増進課	継続
予防接種事業	<p>個別予防接種体制により、予防接種実施の向上を図る。</p> <p>乳幼児健診、振興会回覧、広報誌、町ホームページ等で接種勧奨を行っている。</p>	健康増進課	継続
不妊治療費助成事業	<p>不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>一般不妊治療、特定不妊治療を行った夫婦を対象に通算5年間助成を実施。</p> <p>周知のための広報活動を強化していく。</p>	健康増進課	継続
妊娠期の健康対策	<p>母子手帳発行時に保健指導、妊婦健診の受信勧奨、妊婦歯科検診の助成を行い、妊婦期に健やかに過ごし、早産や異常出産の予防と母性の保護に努める。</p> <p>母子手帳発行時は保健師や助産師による面談を実施。妊婦健診は14回、妊婦歯科健診は1回、助成を実施。</p>	健康増進課	継続
親子教室	<p>乳幼児健診結果や相談から、育てにくさや発達に支援の必要な親子に対し、遊びを通して親子の関わりを深め、必要な支援を行う。</p> <p>子育て支援センターと共に月1回実施しているが、今後は開催回数やスタッフの確保に努め支援体制を整えていく。</p>	健康増進課	継続
チャイルドシート貸出事業	<p>生後1歳未満までの子どもを持つ家庭に対しチャイルドシートを無料で貸し出す。</p> <p>貸出期間は最大6か月間。</p>	健康増進課	継続

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

すべての子どもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備・充実に努めます。また、自ら学び、自ら考える力を身につけることができるような教育や豊かな心を育てる教育、個性を尊重する教育の充実など教育内容・方法の改善が図られるような施策を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
家庭教育学級	<p>家庭が本来果たすべき役割を見つめ直す機会となるよう、保護者が子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を、保護者自身が学習するため実施する。</p> <p>今後は開催日時の検討を行い、参加者の確保に努めていく。</p>	生涯学習課	継続
地域子育て支援拠点事業（再掲）	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言等の援助を行う。</p> <p>【センター型】 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開する。</p> <p>2箇所の子育て支援センターで実施。</p>	福祉課 町民生活課	継続
生活保護申請窓口【新規】	生活困窮の状態にあるこども家庭に対して、生活保護により最低限度の生活を保障するため、相談・申請を窓口で受け付けます。	福祉課 町民生活課	追記
生活困窮者自立相談窓口【新規】	生活困窮等で、生活することに問題を抱えている人に対し、相談を受け、その後関係機関と連携し、問題解決に向けて支援を行います。	福祉課 町民生活課	追記

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

すべての子どもとその保護者がのびのびと安心して生活ができるように、子育てに配慮した良好な居住環境の確保を図るとともに、道路や様々な施設、公園などを利用しやすい環境に整備し、安全で快適に暮らせる子育てにやさしいまちづくりを推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
道路環境の整備	すべての人が日常生活を送りやすい道路環境の整備を行う。 振興会に補助金を出して、町道の整備を行っている。(肝付町振興会環境整備補助金)	建設課	継続
肝付町振興会防犯灯施設整備事業	防犯に対する意識を高めるため、防犯灯の整備を進める。 振興会に補助金(1/3)を出して、防犯灯の整備を行っている。(肝付町防犯灯施設整備補助金)	総務課	継続
図書室における学習スペース【新規】	図書室の学習スペースを有効活用できるよう、維持管理を行います。	生涯学習課	追記
公園等の維持管理【新規】	こどもや親子連れをはじめ、日常的なレクリエーションやコミュニティの場となる公園等を安心・安全に利用できるよう維持管理を行います。	建設課	追記

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

すべての子育て家庭が多様なライフスタイルにあわせて働きながら、安心して子育てができるように、事業者、家庭、地域など様々な関係者が連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。また、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性が働きやすく、男女が協力して家庭を築き、子どもを育てる環境づくりを推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの推進【新規】	ワークライフバランスに関する周知・広報を行い、優良事例やセミナーの案内等、意識啓発の推進を図ります。	福祉課	新規
啓発活動【新規】	「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に縛られず、男女が対等な立場で個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画意識の向上を目的とした広報啓発を行います。	福祉課	新規
両親学級【新規】	両親が安心して出産・育児に臨むことができるように、出産準備、お産の経過、赤ちゃんとの暮らし等がイメージでき、育児に関する相談や各種子育て情報を提供します。	健康増進課	新規

基本目標6 子ども・若者の安全の確保

すべての子育て家庭が安心して子どもを育て、子どもや若者が安全に暮らせるように、学校、家庭、地域など様々な分野が連携し、子どもを交通事故や犯罪等から守り、安心・安全な環境づくりを推進します。

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
チャイルドシート貸出事業（再掲）	生後1歳未満までの子どもを持つ家庭に対しチャイルドシートを無料で貸し出す。貸出期間は最大6か月間。	健康増進課	継続

基本目標7 要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進

すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校、児童虐待など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭をはじめ、様々な状況にある子どもや家庭に対して支援する体制を整備します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内容	担当課	方向性
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳以下の児童（一定の障害のある児童は20歳まで対象）を有する母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童を有する家庭に対し、保険診療による自己負担金の全額を助成する。	福祉課	継続
母子相談（再掲）	妊婦、乳幼児の保護者、家庭等からの様々な相談に応じ、不安の軽減を図る。助産師・保健師が担当し月1回実施。関係機関での支援につなげていけるよう、新たに仕組み作りを行う。	健康増進課 福祉課	継続
医療的ケア児への支援【新規】	医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組めます。	福祉課 健康増進課	追記
要保護児童対策地域協議会【新規】	要保護児童対策地域協議会を運営し、医療・保健・教育・警察など関係機関との連携強化を図り、児童虐待の早期発見・早期解決を図るとともに、再発防止に努めます。ケースごとに会議を行い、支援を行います。	福祉課	追記

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画内容の住民への周知

肝付町において基本理念である「未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できる環境づくり」「子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり」「子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感し、成長できる環境づくり」を実現していくためには、すべての町民が、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組みを実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

2 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、商工会や振興会などの地域組織、関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進行管理

この計画(Plan)の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組み(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Act)を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。このため、計画内容の審議にあたった「肝付町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況について、肝付町として、各種施策が利用者の直面している問題や目標に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者の視点に立った点検・評価を実施し、「PDCAサイクル」による継続的評価の考え方を基本として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、事業取組みの見直し・改善を行うこととします。

